



Title	「外国人学校制度」創設の試み：日韓会談期における在日朝鮮人対策の模索
Author(s)	マキー, 智子
Citation	北海道大学大学院教育学研究院紀要, 118, 27-57
Issue Date	2013-06-30
DOI	https://doi.org/10.14943/b.edu.118.27
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/52887
Type	departmental bulletin paper
File Information	AA12219452_118_02.pdf



「外国人学校制度」創設の試み

—— 日韓会談期における在日朝鮮人対策の模索 ——

マキー 智 子 *

【目次】

1. はじめに
 - (1) 先行研究の検討
 - (2) 本稿の課題
 - (3) 資料について
2. 在日朝鮮人教育に対する文部省の対応の変化
 - (1) 国民教育の枠組みを用いた在日朝鮮人教育の統制
 - (2) 国民教育の外に在日朝鮮人教育を位置づける認識と施策
3. 日韓会談における在日朝鮮人教育に関する協議と合意
 - (1) 日韓会談における在日朝鮮人教育の位置付け
 - (2) 在日朝鮮人の教育事項に関する論点と協議
 - (3) 日韓会談と「外国人学校制度」創設の構想
4. 自民党外人教育小委員会による「外国人学校制度」創設の構想
 - (1) 自民党政調会文教調査会外人教育小委員会の設置
 - (2) 外人教育小委員会における協議
 - (3) 外人教育小委員会が作成した「外国人学校制度」の骨子案
5. おわりに

【キーワード】 在日朝鮮人教育 外国人学校 公教育制度 日韓条約 自民党文教調査会

1. はじめに

本稿の目的は、1965年から1972年までの間、文部省と自由民主党（以下、自民党）の一部の議員が中心になって創設を目指した「外国人学校制度」について、なぜ・如何にして構想が生まれたかということを、1950年代まで遡って検討することである。

1965年12月28日、文部事務次官は都道府県知事と都道府県教育委員会に宛て「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定における教育事項の実施について」と「朝鮮人のみを収容する教育施設の取り扱いについて」を通達した。これらは、「日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約」（以下、日韓条約）発効後の在日朝鮮人教育に関する当面の文部省の方針を示したものであった。

本稿で取り上げる「外国人学校制度」は、後者の通達でその計画が公にされた。文部省は、この通達で、公立朝鮮人学校の新設の禁止、及び既存校の教職員任命や教育課程の編成・実

* 北海道大学大学院教育学院博士後期課程

本論文は本学院の「課題研究論文」として査読を経て掲載を認められたものである。

施などの「是正」を命じた。そして、私立朝鮮人教育施設を学校教育法第1条で定める「一条校」としても第83条の各種学校としても認可すべきでないとした。その上で、今後は「朝鮮人を含めて一般にわが国に在住する外国人をもっぱら収容する教育施設の取り扱いについては、国際親善等の見地から、新しい制度を検討し、外国人学校の統一的取扱いをはかりたい」と、新たな制度によって在日朝鮮人教育を統制する考えを示したのであった¹。

この「外国人学校制度」案の特徴は、在日外国人の自主的な教育が「わが国の利益と調和を保ちつつ発展できるようにする」ことを目的とし、「わが国と外国との間における理解及び友好関係を著しく阻害し、又はわが国の憲法上の機関が決定した施策をことさらに非難する教育その他わが国の利益を害すると認められる教育」を禁じていることである。さらに、この目的を達成するために、従来主に各種学校として認可されていた外国人教育施設を既存の制度から切り離すことで、監督庁を都道府県知事から文部大臣に変更した。そのうえで、文部大臣に立入調査や変更命令、教育中止命令、閉鎖命令に違反した者には罰則を課す権限も付与しようとしている。つまり、「外国人学校制度」案は「外国人学校」だけを対象とする新たな制度創設によって、日本の「国益」を重視する観点から、文部大臣が直接的に外国人学校を統制することを可能にする法制度構想であったといえる。

1966年3月下旬、自民党政調会文教調査会外人教育小委員会が「外国人学校制度」の最終要綱をまとめた。これをもとに文部省が「学校教育法の一部を改正する法律案」を作成し、1966年5月13日の閣議で同法案の要綱を決定した。しかし、野党が強く反対したこともあり、国会への法案提出は見送られた²。以後、文部省は「学校教育法の一部を改正する法律案」や「外国人学校法案」を成立させようとしたが、法案が国会で審議されることは殆どなく、1972年に「外国人学校制度」創設法案は廃案になった³。

戦後日本の公教育制度は、国民教育を行うことを自明として形成されてきた。そのなかで、外国人教育に関する文部省の施策も、基本的には日本の教育法制を遵守させようとするものであった。これに対し、「外国人学校制度」案は、就学義務のない外国人の教育活動を対象とした制度の創設を目指した戦後初めての試みであった。本稿では、「外国人学校制度」の構想が浮上した要因や過程を検討することで、日本国民という枠に収まらない人々の教育活動を、日本国家がどのように公教育制度のなかに位置付けようとしたのかということを検討したい。そして、このことを通じて、戦後外国人教育政策の歴史の一端を解明するとともに、戦後日本の公教育制度のありようを捉え返したいと考える。

(1) 先行研究の検討

①「外国人学校制度」創設の契機・目的について

「外国人学校制度」に関する先行研究は、その殆どが「外国人学校制度」創設に反対するために書かれたものであり、1966年から1972年の間に集中している。

先行研究において、「外国人学校制度」の構想が日韓条約を契機として打ち出されたことや、制度創設の意図が在日朝鮮人の教育活動の弾圧にあったということは広く指摘されている。これは、先述したように日韓条約発効に伴って「外国人学校制度」の創設計画が公表されたことによる。また、1965年時点で在留外国人の圧倒的多数を占めたのが朝鮮人であり⁴、外国人教育施設の9割以上が朝鮮人教育施設であったことから、形式上外国人一般の教育施設を対象としているが、実際は朝鮮人教育施設を取り締まるための制度であるとみなされてきた⁵。

「外国人学校制度」の目的を在日朝鮮人教育の弾圧とみなす先行研究の指摘は、彼等の日韓条約に対する理解を反映しているといえる。たとえば渡辺洋三は、日韓条約について「日本がアメリカと手を結んで韓国政権に肩入れをし、さらに日本独占資本の対韓進出をめざすための布石であった。それは、南北朝鮮の対立を固定化し、その一方にコミットすることによって、他方の朝鮮民主主義人民共和国を敵視する条約であった」と指摘した⁶。同様に、小沢有作や稲本洋之助、在日朝鮮人民族教育対策委員会なども、日韓条約締結による日・米・韓の連携強化に伴って朝鮮民主主義人民共和国（以下、共和国）が敵視されたという構図を描き、その延長上に「外国人学校制度」を位置づけている⁷。

また、先行研究は、日韓条約締結と批准の手続きに併行して、日本国内の新聞や雑誌、政教機関誌、政府刊行物のなかに、朝鮮人学校が「反日教育」「パルチザン訓練」を行っているとかかれた記事が多くなったことにも注目している⁸。なかでも、『民族教育—日韓条約と在日朝鮮人の教育問題—』『在日朝鮮人教育論 歴史篇』『在日朝鮮人とその教育』資料集』などを執筆・編集した小沢有作は、こうした論調の資料を多く用いて「外国人学校制度」の本質が治安政策の視点から朝鮮人教育施設を弾圧することにあることを明らかにしている⁹。

「外国人学校制度」が創設されようとした時代に生きた研究者たちが、日韓条約を機とした日・米・韓の関係強化、及び共和国敵視の構図を捉え、「外国人学校制度」を位置づけたことは重要である。また、「外国人学校制度」が実質的に朝鮮人学校の弾圧を目指した制度案であったことには筆者も同意する。しかし、先行研究では、「外国人学校制度」の構想が打ち出されたことについて、日韓条約がどのような意味で契機となったのかということに踏み込んで検討しているとは言い難い。このことは、先行研究が主に1960年以降の文部大臣の発言やマスコミの動向に注目し、法案の文言を検証して「外国人学校制度」を批判するという方法をとったことにもよると考えられる。また、同時代の研究者たちは政府内部や外交関係の資料を見ることができなかったという制約もあったといえる。

②「外国人教育制度」構想と公教育制度の関係について

戦後日本の公教育制度に関する先行研究のなかで、「外国人学校制度」創設をめぐる一連の動向について論じた研究は非常に少ない。現時点で確認できるのは、1966年に中央教育審議会（以下、中教審）が「後期中等教育の拡充整備について」の答申を出した後に、専修学校制度創設のための法案が成立するまで10年かかったことの一因として「外国人学校制度」創設法案を取り上げた、韓民『現代日本の専門学校—高等職業教育の意義と課題—』のみである¹⁰。

ここで注目すべき研究は、1967年の「学校教育法の一部を改正する法律案」を逐条的に検討した民主主義科学者協会法律部会（以下、民科法律部会）の研究である。民科法律部会は、「外国人学校制度」が「世界人権宣言」（1948年）や「児童の権利宣言」（1959年）など国際法次元で認められている民族教育の権利を侵害すると批判した。そして「教育を受ける権利の保障」を規定した日本国憲法第26条を含め、「すべて国民は…」という文言があっても、基本的人権は外国人を含めて普遍的な一般原則として保障されるべきであり、共和国のように日本と国交がない国に属する人々についても、差別してはならないのは自明だとしている。

また、民科法律部会は「外国人学校制度」と各種学校の整備充実に関する条項の改正を「抱き合わせ」で提起したことにも着目した。そして、中教審答申「後期中等教育の拡充整備について」の背景には「近年、技術革新とそれによる経済の高度成長を遂げた日本の独占資本が、

その産業構造の変化と労働力需要に対応しうる技術と体制維持の従順な思想とをもつ大量かつ多様な労働力をもって新しい対外膨張をはかり、東南アジア、とりわけさし当たって朝鮮への進出をはかるという経済的意図」がある」とみなした。そのうえで、在日朝鮮人教育の存在と発展は「政治的、イデオロギー的にわが国政府の政策ならびにその実現のための思想統一（＝統制）にとって障害になるだけでなく」、「各種学校」という教育法制を存立の根拠にもっていることが「日本独占資本の経済政策の遂行のための法制の整備（再編成）にとっても法的に「障害」」になるとみなしている（傍点は原文のまま）¹¹。

民科法律部会は、国内外の法規範や各種学校制度の改編との関わりの中なかで「外国人学校制度」構想を捉え、日本政府の意図や法案の問題点を論じた。ただし、この研究では法案の内容が「世界人権宣言」や「児童の権利条約」に反することを批判しているものの、既存の教育法制度とは別に「外国人学校制度」が創設されること自体について、どのような意義／問題点があるかということを、踏み込んで検討していない。また、日本政府が「外国人学校制度」を創設しようとした問題意識や制度創設を打ち出すまでの経緯についても、「朝鮮併合までの日朝関係の歴史」「植民地時代の朝鮮支配」「敗戦から講和条約まで」といった概括になっている。

(2) 本稿の課題

先行研究が明らかにしてきたことを踏まえ、本稿では以下のことを課題とする。

まず、「外国人学校制度」の構想が打ち出される以前に、文部省が在日朝鮮人教育をどのように認識し、対応していたのかということを検討する。戦後在日朝鮮人教育をめぐる文部省の施策は、サンフランシスコ講和条約（以下、講和条約）の締結・発効によって転換した。占領期に日本国籍をもつとされた在日朝鮮人は、講和条約発効によって日本国籍を「喪失」したとみなされたのである。「外国人学校制度」が、在日朝鮮人の教育施設と一般外国人も含めた統一的な法制度をつくる試みであったことを踏まえ、本稿では1952年4月の講和条約発効から1965年6月の日韓条約締結までの時期を検討する。

講和条約発効から日韓条約締結までの時期は、日韓両国が国交正常化を目指して日韓会談を行った時期ともほぼ重なっている。「外国人学校制度」の構想が浮上した理由や経緯を考える際に、日本国内の動向だけでなくアメリカや南北朝鮮政府との外交関係を視野に入れなければならないことは、先行研究からも明らかであった。「外国人学校制度」が創設されようとしたことの契機として日韓条約が重要であると捉えられてきたことも踏まえ、本稿では1951年の予備会談から1965年の日韓条約締結までの間に行なわれた日韓会談における、在日朝鮮人教育に関する協議についても検討する。

さらに、「外国人学校制度」の最終要綱を作成したことで知られる自民党政調会文教調査会外人教育小委員会の協議内容がどのように「外国人学校制度」構想と関わっているのかということについても分析する。外人教育小委員会の協議は極秘で行なわれたため、先行研究ではその協議内容を検討することが困難であった。本稿では、後述する新出史料を用い、この点についても検討する。

最後に、上記の検討を通じて明らかにしたことをまとめ、1965年に外国人教育に関する新たな法制度が作られようとしたことについて、公教育制度との関わりに着目して考察する。

なお、本稿で対象とする「在日朝鮮人」とは、1945年8月以前あるいはアジア・太平洋戦争終結直後から朝鮮戦争期（1945～1951年頃）に朝鮮半島から日本（内地）へ渡り、その後も日

本に住み続けた人々とその子孫の総称とする。本稿で扱う資料には、「韓国人」「朝鮮人」「北鮮人」など様々な呼称がある。また、同じ「韓国人」という語でも、取り上げている資料によって、論じている対象が異なることがある。在日朝鮮人について語るときに、誰がどのような呼称を使ったのか、そのなかに誰が含まれ除外されたのか、このこと自体が重要な検討課題である。そこで、本稿では資料を引用する場合は原典のまま表記し、それぞれの呼称が指し示す対象を検証することとする。

(3) 資料について

2005年に韓国政府が日韓会談関係文書を全面公開したことが起点となって、日韓会談文書・全面公開を求める会が結成された。これにより、日本の外務省に残されている資料についても情報公開請求による開示が進んでいる。本稿ではこの資料を活用し、従来はわからなかった日韓両政府の問題意識や協議の様子、そして外人教育小委員会の活動についても検討する。なお、日韓会談文書の一部は浅野豊美ほか編『日韓国交正常化問題資料』として既に刊行されており、その他の資料は日韓会談文書・全面公開を求める会のウェブサイトで見ることが可能である。

もうひとつの重要な資料は、九州大学韓国研究センター森田芳夫文庫の資料である。森田芳夫は、1910年に朝鮮の全羅北道群山で生まれ、終戦まで朝鮮半島で生活した。戦後に日本（内地）へ引き揚げた後は、法務省や外務省で働き、日韓会談にも立ち会った。このような経験をした森田が収集・記録した資料は、他の図書館や公文書館で見ることができない朝鮮関係資料が豊富である。本稿では、これらの森田芳夫文庫の資料も活用する。

その他、先行研究や新聞、雑誌、国会議事録、地方行政文書などを利用する。本稿では、「外国人学校制度」創設の構想が浮上し、具体化した過程に関心があることから、主にそれに関わる人々の在日朝鮮人教育に対する問題意識や現状把握、協議内容を分析している。そのため、取り上げた資料も在日朝鮮人側のものではなく、官庁側が作成・収集した資料が中心である。

2. 在日朝鮮人教育に対する文部省の対応の変化

(1) 国民教育の枠組みを用いた在日朝鮮人教育の統制

1952年4月28日、講和条約の発効（1951年9月8日締結）により、在日朝鮮人は日本国籍を「喪失」とみなされた¹²。占領期、日本国籍をもつとされた在日朝鮮人には就学義務が課されたが、これによって朝鮮人学齢児童生徒も「一条校」に通わなければならないという規定は変更されることになった。

講和条約発効後の文部省による在日朝鮮人教育に対する施策について、小沢有作は1950年3月14日に文部事務次官が都道府県知事に宛てた「私立学校法の施行について」がその後15年にわたって生き続け、「1955年以降の民族教育の発展の足かせとなってきた」とみなしている¹³。

この文部事務次官通達は、1949年12月15日に公布された私立学校法の施行にあたり、知事に対して私立学校に関する教育行政や学校法人制度の事務処理について指示したものである。第10項目「朝鮮人学校及び朝鮮人学校設置の学校法人又は準学校法人について」の内容は次の

とおりである¹⁴。

これらのものについて認可の申請があつて認可を行うについては、昭和二十四年十月の「朝鮮人学校に対する措置について」の通達等の趣旨にかんがみ、即時文部大臣に協議されたい。

学校教育法によれば、「一条校」や各種学校、それを運営する学校法人や準学校法人の認可は、都道府県知事が行なう。これに対して、朝鮮人教育施設の認可の場合は文部大臣に協議しなければならないと記されている。このことについて、小沢は、文部省が「実質的に県知事が認可できないような措置をこうじてきた」と批判し、それが1950年代から1960年代まで引き継がれたという見解を示している¹⁵。

講和条約発効後の文部省の資料が殆ど公開されていないこともあり、これまで小沢が提示した歴史像には充分な批判的検討が加えられてこなかった。しかし、以下に示すように、1950年3月の事務次官通達が単調に1960年代半ばまで続いたわけではない。

講和条約締結後、文部省は講和条約発効以降の方針について、外務事務次官からの照会「朝鮮人の国籍喪失に伴う善後措置に関する件」(1951年12月5日)に回答した。この回答文書では、講和条約発効後に「朝鮮人が外国人となれば、その児童は義務教育の対象とならず、したがって公立学校に収容する義務もなくなる」となる。この場合、朝鮮人の教育について次のようなことが考えられる」として、次の五点を挙げている¹⁶。

- A. 公立の小・中学校へ入学を希望する者は、市町村の収容能力の許す場合に限り、入学も認められる。但し、この場合は日本の学校で収容能力の範囲内で好意的に入学を認めるのであるから、原則として居住地の市町村において就学を希望する朝鮮人のために特別の分校を設けたり、特別課外教科を設けたりするような特別の取扱をせず、一般日本人と同様な教育を行なう。
- B. 現在就学している者については、その者が卒業するまで経過的に現状を尊重することが望ましい。
- C. 外国人としての朝鮮人が子弟を教育するために学校を設けるには、学校教育法及び私立学校法の裁定により、都道府県知事の認可をうけなければならない。
- D. 上記のいずれの学校にも入学を希望しない者は義務教育の対象とならないので不就学のまま放置されることになる。
- E. 従来外国人の子弟のための私立学校には補助しない方針であったから、朝鮮人の子弟のための学校についても同様の取扱となるであろう。
- F. 現在朝鮮人を収容している公立学校の措置については目下研究中である。

この文書によれば、在日朝鮮人が外国人として教育施設を設立する場合には、「都道府県知事」の「認可を受けなければならない」ことになっている(C)。この規定は、学校教育法や私立学校法の下で認可を義務づけた上で、私立朝鮮人教育施設の存続を認めていた1950年以前の文部省の方針と共通する。それゆえ、この1951年12月の文部省の構想は、1950年の文部事務次官通達や後述する1964年の状況とは異なっているといえる。

在日朝鮮人の子弟を対象に朝鮮語などを教える公立朝鮮人学校に対する措置については「目下研究中」であるが、新たに公立朝鮮人学校や民族学級を開設することはないとした(A)(F)。翌1952年、文部省は公立朝鮮人学校を私立学校に切替えさせる方針を固めたようである。このことは、1952年7月12日の『日本教育新聞』¹⁷や同年に作成されたと推定される公安調査庁の資料¹⁸から読み取ることができる。しかし、在日朝鮮統一民主戦線(以下、民戦)など¹⁹が反対したためか、文部省は公立朝鮮人学校を一斉に廃校にはしなかった²⁰。結果として、愛知・神奈川・兵庫では1965年6月の日韓条約締結まで公立朝鮮人学校が存続することになる。

私立朝鮮人教育施設の取扱について、文部省と地方自治体のやりとりを確認できる資料は少ない。そのひとつが愛媛県教育委員会の照会に対して1953年7月2日に文部省地方課長が回答した「朝鮮人学校の設立について」である。この通達では、「朝鮮人が学校を設置する場合、学校教育法は適用されないと思われるが如何」という愛媛県教育委員会からの問いに対して、文部省が「その設置者が学校法人である場合には学校教育法及び私立学校法が適用される」と回答した。そして、朝鮮人学齢児童生徒のための教育施設は「一条校」認可を受けなければならないと規定した1948年の文部省通達や、在日本朝鮮人連盟(以下、朝連)の関係する教員や教育内容の排除を命じた1949年の通達について、「講和条約発効後は無効として取扱ってよいか」という問いに対しては、「講和条約の発効等の事情の変化により、内容の大部分はその意味を失ったものとする」と回答した²¹。この通達からも、私立朝鮮人教育施設も既存の教育法のなかで取り扱うことを原則としていたことがわかる。

1953年10月頃、文部省は在日朝鮮人教育に関する基本方針案を閣議に提出しようとした。「在日朝鮮人の教育上の取扱に関する基本方針案」(1953年10月27日)には、次のような方針が示されている²²。

- 一、在日朝鮮人の教育については、朝鮮人が外国人であることに基き、その子弟の義務教育に関しては、日本の法令による就学の義務又は権利の関係は生じない。
- 二、朝鮮人の子弟のために学校を設置しようとする者は、関係法令の定めるところに従い、私立学校(私立各種学校を含む)を設立することが出来る。この場合、他の私立学校同様、関係法規を厳守すべきことはいふまでもない。

(中略)

- 六、朝鮮人を多数集团的に収容する学校については、関係当局は特に管理を十分に行い、法令の遵守、秩序の保持に努め、なお適正な学校運営を確保し得ない場合は学校の閉鎖を行うものとする。

文書の欄外には、「文部省として本案を閣議に提出希望していたが、未だ実現に至っていない」「協定外の問題に対する方針」と書かれている。新聞や地方行政文書にもこの内容を含んだ「基本方針」が見当たらないことから、この方針案は確定するには至らなかったと思われる。しかし、この文書からも文部省が法令を厳守することを前提に「一条校」・各種学校のいずれとしても私立朝鮮人学校の設立を認めようとしていたことが確認できる。また、この文書に示された方針では、無認可教育施設を黙認しようとしていたようである。

(2) 国民教育の外に在日朝鮮人教育を位置づける認識と施策

1953年までの資料をみるかぎり、文部省は私立朝鮮人教育施設が「一条校」や各種学校として運営される場合には、私立教育法等の遵守を原則としていた。これに対し、小沢有作も引用した1964年3月25日の衆議院文教委員会での答弁では、文部省の杉江清管理局長が講和条約発効後の朝鮮人教育施設の取扱について、次のように説明している²³。

朝鮮人のみを扱う公立高等学校〔公立学校一般²⁴〕の存在は原則としてはない。ただ公立高等学校において行なう場合に、日本の教育法令に従って行なう学校またはその分校については、これはその特殊の事情に即してその存在を認める。しかし従来その教育内容において必ずしも日本の教育法令に即して教育が行なわれていないものもある、そういうものは認めない。そしてそういうものは正規の学校でなくして別の各種学校等に切りかえる。また各種学校においてむしろ扱われるべきものだ、こういうふうな指導方針がとられた時期もありました。またその後において、この各種学校において行なわれる教育の内容も、永住者に対して母国語による民族教育を行なう態度は必ずしも好ましいものではない、こういう観点から、現在においてはそういった朝鮮人のみを収容する、そしてそこにおいて母国語を用いていわゆる民族教育を行なう、そういう各種学校の新たな設置等についてはこれは必ずしも望ましいものではない、こういうような考え方で現在扱っております。

公立朝鮮人学校については、杉江の説明によれば、「特殊な事情」がある場合に限って分校として公立朝鮮人学校の存在を認め、日本の教育法令を遵守しない学校については「一条校」ではなく各種学校に切りかえさせる方針をとった時期があった。しかしその後、永住者という法的地位を得た者に対して母国語による民族教育を行う教育施設については、各種学校であっても認可することは望ましくないという方針に転じたという。同様に、1965年3月25日の参議院予算委員会で小林武(社会党)²⁵の質問に対して、愛知揆一文部大臣も次のように回答している²⁶。

二、三年前と申しますけれども、政府としての方針も再確認されているわけですので、たとえば朝鮮人の子弟に対しまして朝鮮語でもって朝鮮の歴史やその他を中心としまして、朝鮮人としての民族性ということに徹した教育をされるというような場合におきまして、これらの教育あるいはいわゆる各種学校の認可というようなことを持ってこられました場合に、これを許可することが適当であるかどうかということは非常に私はこれは問題であると思うのであります。(中略)

ただいま申しましたように、朝鮮としての民族教育ということに徹した教育を日本の国土内で行なわれます場合、これを日本の法制のもとにおいて公認する、これに保護を与えるということはいかがであらうか、私としてはにわかに賛成しがたい、こういうふうを考えておるわけでございます。

ここでも、愛知文相が政府の方針として私立朝鮮人学校を各種学校として認可することは適当でないと判断するようになったことを説明している。その理由については、個人的な意見という体裁をとりつつ、朝鮮語や朝鮮の歴史を中心とする朝鮮人としての民族教育を日本の法制

のもとに公認するべきではないという見解を示している。この答弁からは、私立朝鮮人教育施設を学校教育法や私立学校法に従って認可して統制しようとした文部省が、認可は「日本の法制のもとにおいて公認」し、「保護を与える」ことになるという認識に転じたことがわかる。

それでは、私立朝鮮人教育施設を各種学校として認可することが、いつ・どのように問題とされるようになったのか。公安関係者が作成した資料をみると、1955年5月に在日本朝鮮人総連合会（以下、朝鮮総連）が結成されたことが重要な契機であると考えられる。朝鮮総連の前身であった民戦は、学校種別にかかわらず日本政府に教育費を要求していた。このことは、最高検察庁公安調査室が入手した民戦第二回全国大会関係資料から確認できる²⁷。一方、公安調査庁『朝鮮総連の教育活動の実態 附一北鮮の教育体系一』によれば、朝鮮総連はその結成大会で、「自主学校の法人化と学校認可手を推進し、その過程において、日本の国民も理解しうるような方法で日本の権力機関から教育費の援助をうけるようにすること」を決定した²⁸。両者のこうした方針の違いを鑑みると、日本政府が朝鮮人教育施設を各種学校として認可することを問題と認識したのは、1955年に朝鮮総連が結成され、教育法の規定に即して各種学校認可を受けて補助金を取得することを要求するようになった後ではないかと考えられる。

1952年時点で認可を受けていた朝鮮人教育施設は、「一条校」として認可された大阪の建国小・中・高等学校と金剛小学校のみであった²⁹。しかし、朝鮮人各種学校数は1957年2月1日時点で24校³⁰、1965年3月30日には33校に増加している。また、公安調査庁の調べによれば、1965年3月に33校あった朝鮮人各種学校のうち26校が朝鮮総連系で、その他に8つの朝鮮総連系教育施設が認可を申請している最中であった³¹。こうした変化は、朝鮮総連が各種学校認可取得をめざして活動し、一定の成果を上げていたことを示しているといえる。

教育費の獲得については、地方自治体から朝鮮人教育施設に対する補助金支給状況をまとめた警察庁の調査結果（1957年2月1日時点）から、その一端を知ることができる【表1】。1957年4月、共和国政府が教育援助費の送金を開始した³²。この調査は共和国の教育援助に備えて警察庁が事前に在日朝鮮人の教育活動の現状や地方自治体の対応を調査したものと推測できる。しかし、現時点で確認できるのは森田芳夫文庫にあった簿冊に綴られた調査結果のみであり、調査の目的及び経緯についての詳細はわからない。

この調査によれば、全国21都府県の149の教育施設に対して81,772,252円が支給されている。大半を占めるのは、公立朝鮮人学校及び民族学級の朝鮮人教職員の手当であるが、その他にも設備費や学校運営費、市政協力費、寄附など様々な名目がある。このうち、東京や神奈川においては認可を受けた学校や法人に対して知事が補助金を支給しているが、千葉・静岡・愛知・岡山では市長が様々な名目で無認可校にも補助金を支給していることが確認できる。

こうした在日朝鮮人の教育活動や地方自治体の対応の変化によって、中央政府のなかに既存の法律の下に在日朝鮮人の教育活動を位置づけることが「統制」ではなく「保護」になるという認識の転換が生じたと考えられる。これは、新たな法制度を必要とした一因であるといえる。

表1 朝鮮人学校補助金交付状況一覧表 1957年2月1日現在

都道府県	学校名	学校種別	交付機関	交付名目	交付金額	
					年間	内訳
山形	山形市立第一小学校特設学級	特設学級	県知事	講師手当	145,200	㊥教員2名俸給、諸手当（月間6,050円）
東京	東京朝鮮第一初級学校	私立各種	都知事	私立学校の教育助成 条例による設備費	35,000,000	交付金額は一括東京朝鮮学園に対して 交付しており各学校別割当は学校法人 東京朝鮮学園理事会に於いて行っている ので詳細は不明
	東京朝鮮第二初級学校					
	東京朝鮮第三初級学校					
	東京朝鮮第四初級学校					
	東京朝鮮第五初級学校					
	東京朝鮮第六初級学校					
	東京朝鮮第七初級学校					
	東京朝鮮第八初級学校					
	東京朝鮮第九初級学校					
	東京朝鮮第十初級学校					
	東京朝鮮第十一初級学校					
	東京朝鮮第十二初級学校					
	東京朝鮮第十三初級学校					
	東京朝鮮中級学校					
東京朝鮮高級学校						
神奈川	神奈川県朝鮮人学園 （中級・高級）	私立各種	県知事	助成金	1,000,000	㊥学校に対する補助として年間一括支給 横浜50万、横須賀20万、川崎30万円分担
	川崎市立桜木小学校分校	公立分校		学校維持費	1,854,400	学校維持費と㊥教師の諸手当
	川崎市立高津小学校分校				1,210,000	
	横浜市立下野谷小学校小野分校				1,637,337	
	横浜市立青木小学校沢渡分校				1,491,000	
	横須賀市立諏訪小学校分校				1,229,990	
	逗子市立沼間小学校特設学級				676,700	
	大和町立南大和小学校特設学級	特設学級		教師手当	252,600	㊥教師諸手当
鎌倉市立玉縄小学校特設学級			415,000			
埼玉	川越市立第二小学校特設学級	特設学級	県知事	講師手当	216,000	㊥教師1名月額手当19,800円
	大宮市立大宮小学校特設学級				288,000	㊥教師1名月額手当19,800円（大宮市長から ㊥教師1名月額手当6,000円舎）
	蕨町立北小学校特設学級				145,000	㊥教師1名月額手当12,100円
	戸田町立第二小学校特設学級				120,000	㊥教師1名月額手当10,000円
	川口市立幸小学校特設学級				368,400	㊥教師3名月額手当30,700円
千葉	横芝朝鮮人初級学校	自主	横芝市長	教員給与	82,300	㊥教師に対し月額6,650円を支給 教育費より消耗品として月額200円を支給
茨城	永戸市三の丸小学校特設学級	特設学級	水戸市長 大子市長 日立市長 日立市長 土浦市長 土浦市長 下館市長 下館市長 古河市長	教師手当	90,000	㊥教師月額1名7,500円支給
	大子町上小川小学校特設学級				54,000	㊥教師手当1名4,500円
	日立市仲小路小学校特設学級				168,000	㊥教師手当1名7,000円
	日立市本山小学校特設学級				84,000	㊥教師手当1名7,000円
	土浦市土浦小学校特設学級				216,000	㊥教師手当1名6,000円
	下館市川島小学校特設学級				72,000	㊥教師手当1名6,000円
	下館市下館小学校特設学級				72,000	㊥教師手当1名6,000円
	古河市第三小学校特設学級				72,000	㊥教師手当1名6,000円
栃木	足利朝鮮人学校	自主/夜間	佐野市長	補助金	3,000	市長交際費より雑品買入金として寄付
静岡	浜松朝鮮人初級学校	自主	浜松市長	補助金	200,000	㊥学校に対する1ヶ年分の補助金として 一括支出
	静岡朝鮮人中級学校					
	静岡朝鮮人高級学校					
愛知	豊橋朝鮮人中級学校	自主	岡崎市長	市政協力費	360,000	㊥学校に対する1ヶ年分の補助金として 一括支出
	愛知朝鮮人第十一初級学校		守山市市長	社会教育費	10,000	
	愛知朝鮮人第五初級学校		春日井市長	滞納整理協力費	30,000	
	愛知朝鮮人第六初級学校		瀬戸市長	市政協力費	100,000	
	愛知朝鮮人第七初級学校		一宮市長	滞納整理協力費	100,000	
	愛知朝鮮人第八初級学校		半田市長	教育補助金	50,000	
	愛知朝鮮人第十初級学校					
	牧野小学校分校	公立分校	名古屋市長	学校経営費	2,584,680	㊥教師手当1ヶ月10,000円その他学校 運営費
	大和小学校分校				2,357,124	
	西築地小学校分校				2,074,964	
	小坂井中学校特設学級	特設学級	県知事	講師手当	135,000	㊥教師手当1人月10,000円
	白水小学校特設学級				378,000	
	広幡小学校特設学級				135,000	
	根石小学校特設学級		県知事・岡崎市長	講師民族教育委託料	270,000	
	高嶺小学校特設学級				135,000	
	小坂井小学校特設学級				378,000	
	井田小学校特設学級		県知事	講師手当	135,000	
	梅園小学校特設学級				135,000	

都道府県	学校名	学校種別	交付機関	交付名目	交付金額			
					年間	内訳		
三重	三重県朝鮮人中学校 四日市朝鮮人小学校	自主	四日市市長	私市学校教育振興補助金	240,000	㊥学校の補助金として月額20,000円支出		
岐阜	赤坂小学校特設学級	特設学級	県知事	講師手当	204,000	㊥教師1人月額8,500円支給		
	大垣市興文小学校特設学級				102,000			
	川辺小学校特設学級				102,000			
	今渡小学校特設学級				102,000			
	御嵩小学校特設学級				102,000			
	高山小学校特設学級	102,000						
瑞浪朝鮮人民族学級	自主	瑞浪市長			102,000			
大阪	大阪市立西今里中学校	公立	府知事	学校運営費	4,300,000	学校運営費の内大阪市より30万円補助		
	大阪市立北中道小学校特設学級	特設学級			120,000	㊥教師月額手当1人10,000円		
	大阪市立榎並小学校特設学級				168,000	㊥教師月額手当1人14,000円		
	大阪市立中浜小学校特設学級				309,600	㊥教師月額手当1人12,900円		
	守口市立三郷小学校特設学級				180,000	㊥教師月額手当1人15,000円		
	堺市立錦西小学校特設学級				276,000	㊥教師月額手当1人11,500円		
	堺市立少林寺小学校特設学級				276,000	㊥教師月額手当1人11,500円		
	堺市立五箇荘小学校特設学級				348,000	㊥教師月額手当1人14,500円		
	泉大津市立戎小学校特設学級				216,000	㊥教師月額手当1人18,000円		
	泉大津市立旭小学校特設学級			講師手当				
	貝塚市立東小学校特設学級				84,000	㊥教師月額手当1人7,000円		
	大阪市立生野小学校特設学級				300,000	㊥教師月額手当1人25,000円		
	大阪市立北鶴橋小学校特設学級				216,000	㊥教師月額手当1人18,000円		
	大阪市立中川小学校特設学級				216,000	㊥教師月額手当1人18,000円		
	大阪市立小路小学校特設学級				168,000	㊥教師月額手当1人14,000円		
	大阪市立矢田小学校特設学級				120,000	㊥教師月額手当1人10,000円		
	大阪市立加美南部小学校特設学級				120,000	㊥教師月額手当1人10,000円		
	大阪市立加美小学校特設学級				120,000	㊥教師月額手当1人10,000円		
	岸和田市立城内小学校特設学級				108,000	㊥教師月額手当1人9,000円		
	岸和田市立東光小学校特設学級				108,000	㊥教師月額手当1人9,000円		
	養正小学校特設学級				300,000	㊥教師1人月額12,500円		
	待鳳小学校特設学級				242,400	㊥教師1人月額10,100円		
	柏野小学校特設学級				242,400	㊥教師1人月額10,100円		
	上賀茂小学校特設学級				242,400	㊥教師1人月額10,100円		
	山王小学校特設学級				242,400	㊥教師1人月額10,100円		
	陶化小学校特設学級				242,400	㊥教師1人月額10,100円		
	南大内小学校特設学級				242,400	㊥教師1人月額10,100円		
	朱雀第四小学校特設学級				121,200	㊥教師1人月額10,100円		
	嵯峨野小学校特設学級				106,800	㊥教師1人月額8,900円		
京都	尼崎大庄小学校分校	公立分校	県知事・尼崎市長	学校運営費・ 教師手当	1,484,947	分校維持費と㊥教師手当		
	尼崎大島小学校分校				379,710			
	尼崎立花小学校分校				1,958,891			
	尼崎武庫小学校守部分校				959,177			
	尼崎園田小学校小中島分校				693,850			
	高砂市高砂小学校分校				996,000			
	明石市林小学校船上分校				1,027,800			
	伊丹市神津小学校桑津分校	県知事・伊丹市長	448,800					
	志染小学校吉田分校特設学級	県知事・三木市長	168,672					
	篠山小学校特設学級	特設学級	県知事	講師手当	120,000	㊥教師1人月額手当10,000円		
	米田小学校特設学級				102,000	㊥教師1人月額手当8,500円		
	伊丹中学校特設学級				314,400	㊥教師1人月額手当13,100円		
	宝塚朝鮮初級学校				宝塚市長	学校修繕費	10,000	㊥学校修築に対し補助
	家島朝鮮初級学校				家島市長	援助金	2,000	㊥学校維持援助金
淡路夜間学校三原分室	松帆村長	学校維持費	155,000	㊥学校移転費				
兵庫	尼崎大庄小学校分校	公立分校	県知事・尼崎市長	学校運営費・ 教師手当	1,484,947	分校維持費と㊥教師手当		
	尼崎大島小学校分校				379,710			
	尼崎立花小学校分校				1,958,891			
	尼崎武庫小学校守部分校				959,177			
	尼崎園田小学校小中島分校				693,850			
	高砂市高砂小学校分校				996,000			
	明石市林小学校船上分校				1,027,800			
	伊丹市神津小学校桑津分校	県知事・伊丹市長	448,800					
	志染小学校吉田分校特設学級	県知事・三木市長	168,672					
	篠山小学校特設学級	特設学級	県知事	講師手当	120,000	㊥教師1人月額手当10,000円		
	米田小学校特設学級				102,000	㊥教師1人月額手当8,500円		
	伊丹中学校特設学級				314,400	㊥教師1人月額手当13,100円		
	宝塚朝鮮初級学校				宝塚市長	学校修繕費	10,000	㊥学校修築に対し補助
	家島朝鮮初級学校				家島市長	援助金	2,000	㊥学校維持援助金
淡路夜間学校三原分室	松帆村長	学校維持費	155,000	㊥学校移転費				
滋賀	大津市膳所小学校特設学級	特設学級	大津市長	教師手当旅費	301,200	㊥教師1人月額手当8,200円		
	大津市達坂小学校特設学級				214,800	㊥教師1人月額手当8,950円		
	大津市志賀小学校特設学級				202,000	㊥教師1人月額手当8,250円		
	堅田小学校特設学級		堅田市長	課外講師手当	76,000			
	西大路小学校特設学級		日野市長	教師諸手当・消耗品代	85,600	㊥教師1人月額手当3,000円		
	近江八幡小学校特設学級		八幡市長		151,200	㊥教師1人月額手当6,300円		
	岡山小学校特設学級		八幡市長		97,200	㊥教師1人月額手当8,100円		
	安土小学校特設学級		安土市長	教師手当	78,000	㊥教師1人月額手当6,500円		
	鏡山小学校特設学級		竜王町長		72,000	㊥教師1人月額手当6,000円		
	八日市小学校特設学級		八日市市長		215,608	㊥教師1人月額手当7,100円		
	能登川南小学校特設学級		能登川町長	教師諸手当消耗品代	311,240	㊥教師1人月額手当7,800円		
	能登川西小学校特設学級							

都道府県	学校名	学校種別	交付機関	交付名目	交付金額	
					年間	内訳
滋賀	五箇荘北小学校特設学級	特設学級	五ヶ荘町長	教師手当給食補助	140,702	㊥教師1人月額手当7,500円
	愛知川小学校特設学級		愛知川町長	教師諸手当	97,800	㊥教師1人月額手当7,000円
	彦根城東小学校特設学級		彦根市長	講師手当教科書補助	231,165	㊥教師1人月額手当7,500円
	米原小学校特設学級		米原町長	教師手当	191,400	㊥教師1人月額手当7,500円
	醒ヶ井小学校特設学級		醒ヶ井村長		176,400	㊥教師1人月額手当7,300円
和歌山	初島朝鮮人学校	自主/夜間	初島市長	教師手当	20,000	㊥教師の生活補助として年間支給
	箕島朝鮮人学校		箕島市長	更正費	50,000	㊥学校運営費として年間一括補助
	湯浅朝鮮人学校		湯浅市長・ 広川町長	寄附	100,000	㊥学校補助金として両町50,000円分担
岡山	倉敷市連島町小学校分校	公立分校	倉敷市長	学校運営維持費	265,400	年間予算
	倉敷市連島町中学校分校				123,400	
	岡山朝鮮人初級学校	自主	岡山市長・ 岡山市議長	寄附	20,000	㊥校建設寄附
	岡山朝鮮人中級学校				20,000	㊥校建設寄附
香川	四番町小学校特設学級	特設学級	県知事	講師手当	157,200	㊥教師1人月額手当13,100円
愛媛	松山朝鮮人小学校		松山市長	生業資金	200,000	㊥学校建設補助金
福岡	千代中学校特設学級	特設学級	県知事	教師手当	145,200	㊥教師1人月額手当12,100円
	千代小学校特設学級				136,800	㊥教師1人月額手当11,400円
	大浜小学校特別学級				103,200	㊥教師1人月額手当8,600円
	吉塚小学校特設学級				88,800	㊥教師1人月額手当7,400円
	足立中学校特設学級				298,080	㊥教師1人月額手当24,840円
	貴船小学校特設学級				210,240	㊥教師1人月額手当17,520円
	曾根小学校特設学級				158,400	㊥教師1人月額手当13,200円
	小森小学校特設学級				270,000	㊥教師1人月額手当22,500円
	戸畑小学校特設学級				195,840	㊥教師1人月額手当16,320円
	若松小学校特設学級				291,840	㊥教師1人月額手当13,440円

警察庁警備部警備第二課「外事月報」(1957年6月)、『在日朝鮮人 大学生・学校問題』九州大学韓国研究センター森田芳夫文庫、J-10-18)より作成。表題・都道府県名・学校名・交付機関・交付名目・交付金額の表記は、明らかな誤字以外はそのまま表記した。空欄は原資料のまま。㊥は朝鮮人を意味すると思われる。学校種別は同雑誌に掲載されている「朝鮮人学校一覧表」をもとに筆者が加筆した。

3. 日韓会談における在日朝鮮人教育に関する協議と合意

(1) 日韓会談における在日朝鮮人教育の位置付け

次に、国内情勢だけでなく日本と朝鮮半島の関係にも注目し、どのような状況下で「外国人学校制度」の構想が浮上したのか、日韓会談に着目して検討する。

サンフランシスコ講和条約によって朝鮮の独立を承認することに伴い、日本政府と大韓民国政府は連合国総司令部の斡旋によって日韓会談の予備会談を開始した。以後、度々の中断を挟みながら、日韓条約締結まで14年にわたって日韓政府間で交渉が続けられた。

日韓会談では、日韓基本関係や請求権、漁業、文化財等について、各委員会が中心になって関連事項を協議した。在日韓国人の法的地位については予備会談の段階から国籍処遇小委員会を設けて討議が進められ³³、教育についても国籍、永住権、強制退去、財産権及び職業、持帰り財産等とともに国籍処遇小委員会で議論された³⁴。(なお国籍処遇委員会は1958年4月15日から開かれた第4次会談で「在日韓国人の法的地位に関する委員会」と改称³⁵。)

在日韓国人の教育事項については、協定に明記しない方針が予備会談の時点で定まった。これは、1952年1月29日、第25回国籍処遇小委員会で、韓国側の主席委員である俞鎮午³⁶が「義務教育を受ける権利と生活扶助を受ける権利が国民固有の権利に属するか否かは、将来居留民の間に問題が起った場合の日本側の国内的措置(裁判所の判定)に俟つ事とし、本協定から落したらいと考える」と発言したことによると考えられる³⁷。1952年2月4日、俞は、第28回国籍処遇小委員会でも次のように発言している³⁸。

何回も繰返して述べた通り韓国側としては「生活保護を受ける権利」と「義務教育を受

ける権利」は、これを協定から落して日本側の国内措置にまかせる方針であるが、義務教育も生活保護と同様、これを辞退するということを明示するわけには行かない。協定にこれを明示して仕舞うと、将来一般外国人に許される場合も在日韓国人に限ってその享受が不可能になる。

日本側は、「義務教育を受ける権利」や「生活保護を受ける権利」は「国民固有の権利」であることを主張し続けていた。それゆえ、韓国側は義務教育が「将来一般外国人に許される場合」を想定し、そのときに在日韓国人だけがそれを享受できないことがないようにした。教育に関する規定を協定から「落して日本側の国内措置にまかせる」という韓国側の選択は、その時点で最大限に在日韓国人の権利を守ろうとするための決断であったといえる。

兪が強調したように、韓国側は「義務教育を受ける権利」について日本の国内措置にまかせるとしたが、それを「辞退」したわけではなかった。そこで、第一次会談以降では韓国側が少しでも多くの優遇措置を認めさせようと、交渉を継続していくことになる。

(2) 在日朝鮮人の教育事項に関する論点と協議

日韓会談における在日朝鮮人教育をめぐる論点は、大きく分けて、①永住を許可された者の公立小・中学校への就学と、②永住を許可された者が設立する私立学校の処遇、③私立朝鮮人教育施設を卒業した者が日本の上級学校へ進学するための資格、の3つである。ここでは、それぞれの論点について、何が議論され、何が決定したのかということを整理し、日韓会談と「外国人学校制度」創設の構想との関わりについて明らかにする。

①協定永住者の公立小・中学校への就学について

日韓会談における日本側の主張は、「永住許可を受けた者は実行可能な限り日本の公の小、中学校に入学を認める」というものであった³⁹。一方、韓国側の要求は、「永住許可を受けた者は日本国民と同等に義務教育を受ける」ことであった⁴⁰。そこで、日韓会談では、協定永住が認められた韓国人の公立の小・中学校への就学について、「実行可能な限り」認めるか、「日本国民と同等に」認めるかということが焦点になった。

この論点について協議されたことが確認できるのは、1961年3月30日の非公式会談である。この会合では、法務省入国管理局の池上努が「実行可能な限り」という文言を除くことについて、永住権を付与する範囲とも関連して「就学補助費（給食費、教科書代、修学旅行費等の補助）が一人当たり年間8,000円かかるので、子々孫々まで永劫に約束することを躊躇している」と説明すると、文哲淳委員が「本件は実際問題として現状と何ら変わるところはないのではないか」と反論した。これに対して、高瀬侍郎法務省入国管理局長が、「それを約束するとなると慎重にならざるをえなくなる」と回答している⁴¹。

日本政府は、協定永住者の公立小・中学校への就学を認める方針であったが、それを「子々孫々まで永劫に約束すること」には経費の問題から「躊躇」していた。とりわけ、この時点では、「永住権を付与する範囲」が確定しておらず、どれだけの期間にどれだけの人を対象に就学援助費を支出するのか分からなかったことが、対応を決めかねた要因であったようである。

また、入国管理局は「在日朝鮮人の法的地位に関する考え方」(1963年5月)でも、次のような見解を示している⁴²。

本来生活保護は国民に対する憲法の最低生活の保障の規定を受けているものであって、外国人に対しては当然保護が与えられるものではない。むしろ、生活保護を受けなければならないような外国人は、わが国にいて貰っては迷惑であるため、強制退去の事由にさえなっている程である。(中略)

教育についても同様、国民についてはむしろ就学強制があるが、外国人である朝鮮人子弟に対し日本の学校への就学を保障する義務はない。しかしこれまた、現在事実上日本の公立の中、小学校への就学を認めている(昭和二十八年二月十一日文初財七四号 都道府県教育委員会宛文部省初等中等教育局長通知)。

このような事実の措置を、日韓協定により保障されたものにしようというのが韓国側の強い希望であるが、日本側としてはその何れもが相当の財政負担になるところである上、特に生活保護の如きは「在外自国人の保護」ということで、当然本国政府の義務であるとして、必ずしも無条件には応じられないという態度で臨んでいる。ただ、前者は人道問題である故に打ち切るわけにはいかず、後者はこれを認めないとむしろ民族教育を強化され、同化等ということはもとより思いもよらず、更に将来社会的に好ましくない事態にも立ち至りかねないので、これまた相反する諸要請を如何に調整して日韓双方の満足の行く線を見出すか、ということについて討議が重ねられている。

この文章からも、日韓会談に関わる人々が日韓条約締結後に協定永住者の義務教育費を日本政府が負担することについて、生活保護費の支給と並ぶ大きな財政負担であると認識し、慎重な態度で会談に臨んでいることが窺える。また、ここでは「人道問題」として扱われる生活保護と義務教育費を区別して捉えていることも注目すべきである。日本政府が義務教育の費用を負担せずに公立学校から朝鮮人児童生徒を排除することになれば、私立朝鮮人教育施設における民族教育強化に繋がる恐れがあるため、それを防ぐためにも、義務教育費は認めなければならないという認識が示されている。

協定永住者の公立小・中学校への就学に関して合意に至るのは、1965年6月15日の第7次日韓全面会談在日韓国人の法的地位に関する委員会合会においてであった。「1970年5月、鶴田事務次官がその当時のメモをもとに作成したもの」と書かれてある資料には、会談の様子が次のように記録されている⁴³。

この会合からヒルトンホテルに移り、まず、文部省福田初等中等教育局長以下文部省の担当課長も参加し、先ず教育関係の事項について話し合いが行なわれた。その会議冒頭に、日本側から合意議事録案のうち処遇(教育、社会保障等)及び持帰り財産に関する案文を韓国側に提示した。

教育関係については、この日本側の合意議事録案をもとにして討議が進められたが、韓国側は従前より終始主張していた韓国人学校を卒業した者に対する日本の上級学校進学資格認定問題を放棄すると述べ、実質的に教育問題については大体合意ができたが、韓国側により、その代り、日本側の提案した教育に関する合意議事録案の内容を、「実行可能な限り」とか、「努め」というような文言を除いて、なるべくはっきりとしたコミットメントにしてほしいという修文上の注文があり、これをめぐってやりとりが行なわれた。その結果、日本側では、韓国側のいう「実行可能な限り」とをとることに同意し、その

他の面についてもある程度韓国側の要望を取り入れて修文上の妥協をはかった結果、細かい調整は残っていたが、大体この日の会合で教育に関する部分は合意に達した。

この日の会合には、文部省の担当者も参加して、日本側が作成した合意議事録案をもとに討議した。その際、韓国側は協定永住者が設立した教育施設を卒業した者の日本の上級学校進学資格を認めてほしいという要求を「放棄する」代わりに、日本側に対して公立小・中学校への就学について「実行可能な限り」とか「努め」といった文言を除くように注文した。これに日本側が応じたことで、在日朝鮮人教育については合意に達したという。

日本側は、義務教育を受ける権利が「国民固有の権利」だという主張を貫くとともに、公立学校への就学にかかわる費用が増大することを危惧し、日韓条約締結の直前まで「実行可能な限り」という言葉を取り除かなかった。韓国側の提案に応じたのは協定永住者が運営する「韓国人学校」からの進学資格問題の解決を優先したためだと考えられる。そこで、次に、「韓国人学校」の処遇とその学校を卒業した者に対する日本の上級学校への進学問題に関する協議について検討する。

②協定永住許可者が運営する朝鮮人教育施設の取り扱いについて

協定永住許可者が運営する朝鮮人教育施設の取り扱いについては、韓国側からの要求に日本側が応答する形式で協議が進んだ。ここでは、韓国側が対象として想定する教育施設が時期によって変化したことに注意しつつ、論点と協議の経過をみていくことにする。

予備会談が開始した1951年の時点で韓国側が想定していた「韓国人子弟のための学校」は、日本国内にある全ての朝鮮人教育施設であったようである。これらの教育施設は、大韓民国の教育政策に基づいて教育することが想定されていた。このことは、1951年11月22日「国籍処遇小委員会（第10回）別紙（三）在日韓国人の法的地位についての韓国側見解要旨（韓国側提出）」に「韓国人子弟のための学校の設立は自由であるべきでありこの種の学校においては大韓民国の教育政策による教育を実施するものとする」と書かれていることや⁴⁴、1952年2月4日第28回国籍処遇小委員会で、「現在では接收された旧朝連系学校を返還して貰って別個に私立学校を経営することを考えている」という発言からも確認することができる⁴⁵。

しかし、こうした韓国側の想定は後の会議録には見られない。1961年3月23日、法的地位問題に関する第8回非公式会談で、韓国側は「韓国人の学校設立の認可を約束してほしい」と発言している⁴⁶。ここでは、共和国を支持する朝鮮総連の傘下にある教育施設と「韓国人の学校」を区別して、韓国政府の傘下にある教育施設についてのみ、認可の約束を取り付けたかったようである。こうした韓国側の要求に対し、日本側は一貫して反対した。1961年3月23日の法的地位問題に関する第8回非公式会談では、高瀬侍郎法務省入国管理局長が次のように反論したことが記録されている⁴⁷。

外国人が自国内で勝手に学校を作ることを認めている国はどこにもないと述べこれに強く反対するとともに、各種学校の設立を包括的に容認するような規定を設けても在日韓国人の教育について実質的な解決にはならないし、各個人が均等な機会をえられるよう努力している。

韓国側は自国民が日本国内に「勝手に学校を作る」ことを認めてほしいと主張したわけではない。しかし、高瀬は認可の有無を問わず、日本国内に外国人学校が存在すること自体を批判した。このような高瀬の発言は、1961年3月30日の法的地位問題に関する第9回非公式会談においても確認することができる⁴⁸。

次いで、陳弼植委員は、各種学校の設立問題を持ち出したので、池上検事より、各種学校とは花嫁学校のようなもので、それを卒業しても何の資格も得られず、したがって各種学校を設立しても在日韓国人子弟の教育問題について何の解決にもならないと説明したところ、陳弼植委員は、日本国内においては何の資格も得られないかもしれないが、各種学校としての韓国人学校で学んだ者は韓国のそれに相当する学級に進学させるようにしたいと述べた。

これに対して、高瀬局長は、韓国との関係については韓国側で措置すればよいことであり（韓国側もこの点は納得した。）、また個人的見解であるが、日本の領域内に外国の学校のあることは好ましくないと述べた。また、池上検事は、文部省も小学校、中学校、高等学校等に匹敵する各種学校は日本の教育体系を乱すから絶対反対である旨説明した。

この会合でも、韓国側の陳委員が協定永住許可者による各種学校の設立問題について触れると、高瀬が日本国内に外国人学校が存在することが好ましくないと述べている。

また、ここで重要なのは、池上努が日本の教育制度における各種学校の性格を「花嫁学校のようなもの」と述べたことである。池上は、「韓国人学校」を各種学校として認可しても各種学校が「花嫁学校のようなもの」である以上、卒業者に対しても上級学校への進学資格を与えることはできず、「在日韓国人子弟の教育問題」を「解決」することにはならないと説明した。さらに、文部省としても「小学校、中学校、高等学校等に匹敵する各種学校は日本の教育体系を乱す」と反対していることを付け加えた。このように、日本側は、各種学校と韓国側が想定する「韓国人学校」は相容れないものであり、到底認可できないという立場を強調していた。

上記のような日本側の主張を受けて、1963年5月8日の日韓予備交渉法的地位関係会合第27回会合で、韓国側は、協定永住者が学校法人を設立し、日本人も入学できる私立学校の設立することについて質問した⁴⁹。

次いで、李局長より、第三の、在日韓国人が日本の学校法人を設立する問題について尋ねたところ、木田課長は、外国人でも学校法人を設立できないことはないが、実際に学校を認可するにあたっては、国民の教育のためという考え方によって行なっているのがあって、法律の条文以前の問題として、外国人のための学校を日本の学校として位置づけることはできないと述べた。

これにたいして、李局長は、そうではなく、日本人も入れる日本の私立学校の設立について尋ねているのであると述べたところ、木田課長は、それならば可能ではあるが、しかし、平和条約発効前に正規の学校として設立され、現在もそのまま存続しているという大阪の一、二の例外のようなものを、今後ふやすつもりはないと述べた。

ここで、韓国側は、協定永住者が学校法人を作った上で、日本人も入学できる「一条校」を設立することに対する日本側の見解を求めたと考えられる。これに対して、文部省の木田宏官房総務課長⁵⁰は、外国人でも学校法人を設立することは可能であるとしつつも、「法律の条文以前の問題として、外国人のための学校を日本の学校として位置づけることはできない」と述べた。しかも1949年に「一条校」として認可されて存続してきた大阪の白頭学院と建国学園については、あくまで「例外」であり、同様の学校を増やすつもりはないと回答した。

以上より、日韓会談における協議を通じて、日本側は永住許可者が設立する教育施設について学校種別や教育する対象を問わず、今後一律に日本の教育体系に位置づけるつもりがないと主張するようになっていったことがわかる。これに対し、韓国側は設立者の対象を限定したり入学者の対象を広げたりすることによって、教育施設を認可するように求めた。しかし、日本側がその提案に応じないまま、協議は終結した。

③私立朝鮮人教育施設の卒業者に対する日本の上級学校へ進学資格の有無について

日本側に学校認可を認めさせることが困難であった韓国側は、韓国政府が認可した学校の卒業者に日本の上級学校への進学資格を要求することに重点を移していった。前掲の1963年5月8日の日韓予備交渉法的地位関係会合第27回会合で、韓国側は学校教育法施行規則第69条を取り上げて、韓国人学校を卒業した生徒が日本の上級学校に進学しようという主張した。学校教育法施行規則第69条とは、外国で12年の学校教育の課程を修了した者を、日本の高等学校を卒業した者と同等以上の学力があるとみなし、日本の大学への進学資格を認める規定である。韓国側は、この規定を日本にある韓国学園の高等部を卒業した者にも適用できないか—すなわち、韓国学園の卒業者を韓国の高等学校を卒業した者と同等に扱い、日本の大学への進学資格を認めることが可能なのではないかと主張したのであった。

ここでいう韓国学園は、在日本韓国居留民団の傘下に置かれていた教育施設である。1965年1月時点で全国に韓国学園は7校あり、そのうち東京・大阪（金剛学園と白頭学院）・京都・北海道の韓国学園に高等部があった。1963年5月8日の会合で想定していたのも、これらの教育施設の卒業者であると考えられる。

韓国側の要求に対して、文部省の木田宏官房総務課長は次のように反論した⁵¹。

それは各種学校全体をどうするかという基本問題に関係することであるが、一般的に各種学校の卒業者に進学資格を認めると、日本の学校教育制度に大きなひずみを生ずる、アメリカン・スクールやカナディアン・アカデミーも各種学校であり、これを卒業しても日本の上級学校への進学資格がえられるわけではなく、本国の上級学校につながっているのであって、これが普通教育を行なう学校を各種学校として認めうる限界である。したがって、個々の者について国内政策として無理のいかにないように考えてみたいし、現に、韓国学園の卒業者について個別に相談に応じ、進学資格を認めているケースがあり、また、大学が進学資格を認めることもできるので、大体支障なく大学に進学しているものと思われる、しかし、各種学校である韓国学園の卒業者に一般的に進学資格を認めることはできない。

木田はアメリカン・スクールやカナディアン・アカデミーが各種学校として認可されてい

ることを批判的に捉えているわけではないようである。そのうえで、アメリカン・スクールなどは本国の上級学校に接続していることを説明し、これが「普通教育を行なう学校を各種学校として認めうる限界」だとしている。また、韓国学園の卒業者についても個別に相談に応じ、「大体支障なく大学に進学している」現状を強調し、次のように述べている⁵²。

在日韓国人が子弟を教育するにあたっては、日本の教育制度を利用してほしいし、そのような観点から、法的地位協定の一環として、永住権者とその子弟の義務教育課程の公立学校への入学についてなんらかの取極を行なおうとしているのであり、これと矛盾するようなことを認めることはできない。

文部省の意見を表明するために出席した木田は、韓国側の要請に対し、学校教育法施行規則第69条があくまで日本人子弟のために設けられた規定であるため、韓国学園卒業者に準用することはできないと主張した。そして、協定永住者とその子弟の教育については義務教育課程の公立学校への入学を認めるための取り決めをしている最中であることを取り上げ、「日本の教育制度を利用してほしい」と述べている。木田の発言からは、日本の学校に通って日本の教育体系のなかで進学すべきであるという考えが読み取れる。協定永住者が公立学校で義務教育を日本人同様に受けられるようにすることと同時に、私立の朝鮮人教育施設の認可やその教育施設を卒業した者に日本の上級学校への進学資格に与えることは、木田にとって「矛盾」であり、認められないものであったことがわかる。

しかし、韓国側はその後進学資格を要求した。1965年2月5日に作成した日韓法的地位協定の案にも、「本協定により日本国に永住する者が設立する私立学校で、大韓民国政府の指定を受ける場合、同学校修了者に対して、日本政府は、上級学校進学にあたって外国での同級の学校終了者と同等の資格を認定するものとする」と書かれているように、韓国側にとって進学資格は重要な問題であった⁵³。

両者の主張は平行線を辿ったが、1965年4月23日の第7次日韓全面会談在日韓国人の法的地位に関する委員会第26回会合において合意に至る。この日、韓国側の李炯鎬代表は、「韓国側としては、学校をこれ以上作るつもりはなく、現在ある3校を前提として考えている」と述べ、これらの学校に限定して卒業生の進学資格を求めた。ここで韓国側がいう「現在ある3校」とは、東京・倉敷・北海道の韓国学園を指すと思われる⁵⁴。李は、学校教育法施行規則第69条が日本人以外にも適用されてしかるべきであることを再度主張した。これに対し、文部省大臣官房参事官の石川二郎が、学校教育法施行規則第69条及び学校教育法は「日本人の教育を目的としたもの」とであると述べ、「日本には日本の学校制度があるのであり、これを利用してほしい」と、木田と同様の言葉を述べた。そして「現在、日本における外国人教育全般を検討中であり、新たに認可するつもりはない」と、「外国人学校制度」創設の可能性についても触れ、「各種学校の問題については、北鮮系との関連で種々問題がある」と述べた。

石川の発言に対して、李は「日本政府は北鮮系の偏向教育を放置しているとして不満の意を表し」、次のように述べた⁵⁵。

韓国側が教育の問題について種々要求しているのは北鮮系との対抗上やむをえず行なっているものであり、日本政府がもし北鮮系の学校をすべて閉鎖すれば、韓国側とし

ては各種学校の問題をひっこめてもよい。(中略)

韓国人学校卒業生の進学資格については、本委員会においては一時棚上げし、政治的に解決をはかることにしたい。

私立朝鮮人教育施設の取り扱いについて、韓国側は日韓会談を通じて要求してきた学校認可と進学資格を諦める代わりに、「北鮮系の学校をすべて閉鎖させる」ことを要求した。先述したように、この会合では、永住許可者の公立小・中学校への就学を「なるべくはっきりとしたコミットメント」にすることも要求している。韓国側の選択は、韓国政府の管轄下の学校が総連系学校より優遇される見込みはなく、存立そのものが肯定されないなかでなされたものであった。韓国側は、既に公立学校への就学者が多かったことを踏まえて彼等の利益を守るとともに、対抗する総連系学校の閉鎖によって韓国学園の地位向上を目指したのではないかと、こうした韓国側の思惑が日本側に好都合だと受け取られたのではないかと考えられる。

(3) 日韓会談と「外国人学校制度」創設の構想

日韓会談は、「外国人学校制度」創設にとってどのような意味で契機であったのか。第一に、日韓会談において、協定永住者の教育事項を日韓法的地位協定から落とし、日本政府が在日韓国人教育に国内措置を講じてよいことが取り決められたことである。これにより、日本政府は国内の問題に応じて在日朝鮮人教育政策の方針を決めることが認められた。韓国側にとって、このことは将来一般外国人にも「義務教育を受ける権利」が認められる可能性を見越した決断であったが、日本政府にとっては協定永住者に限らず他の外国人の教育施設も対象にした包括的な制度構想を打ち出すことを可能にしたといえる。

第二に、日本国民の教育を想定して作られた従来の教育制度では、協定永住者を含む外国人の教育の取り扱うことが不適合であるという論理に基づき、韓国人学校は「一条校」・各種学校のいずれとしても認めがたく、認可すれば日本の教育体系を乱すという日本側の主張が貫かれたことである。そして1965年4月23日の会合では、現存の教育法規とは別に外国人の学校を対象に法律を作ることを検討していることが述べられ、それが黙認された。

第三に、日韓会談を通じて日韓双方が共和国とそれを支持する教育施設を取り締まるべきだという認識を強めていったことである。韓国側が最終的に「北鮮系の学校をすべて閉鎖する」ことを要求したことも、「外国人学校制度」の対象や規制方法に方向づけを与えたと考えられる。

4. 自民党外人教育小委員会による「外国人学校制度」創設の構想

(1) 自民党政調会文教調査会外人教育小委員会の設置

1965年3月26日、自民党政調会文教調査会に外人教育小委員会（以下、小委員会）が設けられた。本稿の冒頭で述べたように、小委員会は1966年3月下旬に文部省に対して「外国人学校制度」創設案の最終要綱を提出した組織として知られている⁵⁶。先行研究では、「自民党の“治安グループ”といわれている老人たち」が法案をまとめたこと、なかでも委員長荒木万寿夫元文部大臣は、文相在任時代に「日本人は朝鮮人やアフリカ人のような劣等民族に生まれなくて

よかった」と発言した人物であることを小委員会の特徴として挙げた。そして、小委員会がまとめた「外国人学校制度」の目的は、朝鮮総連の指導のもとに「共産主義教育」や「反日教育」を実施している学校を治安維持の観点から取り締まることだと批判してきた⁵⁷。

本稿では、小委員会が何を問題とし、どのような協議を経て「外国人学校制度」の骨子を作成したのかということを、日韓会談文書や森田芳夫文庫の資料をもとに検討する。

確認できる第1回から第8回までの開催日と出席者は【表2】のとおりである。会合は基本的に週1回（主に水曜日）開催され、小委員会の委員の他に文部省・外務省・法務省・警察庁・公安調査庁の関係者が出席した。小委員会の委員は、委員長を含めて15名である。そのなかには、戦前に内務省警保局外事課長を務めた相川勝六や、占領期に山口県知事として積極的に私立朝鮮人教育施設を閉鎖させようとした田中龍夫等も含まれていた⁵⁸。

表2 外人教育小委員会会合（第1～8回）の出席者

開催日	出席者	
第1回 1965.3.26	委員 文部省	荒木万寿夫、相川勝六、植木庚子郎、千葉三郎、森山欽司、野本品吉、吉江勝保、加藤 押谷富生政務次官、石川二郎参事官、犬丸直振興課長
第2回 1965.4.2	委員 文部省 外務省 その他	荒木万寿夫、相川勝六、上村千一郎、千葉三郎、浜田幸雄、野本品吉、吉江勝保 押谷富生政務次官、西田剛官房長、石川二郎参事官、三角哲生国際文化課長ほか 鶴田剛外務事務官 木村剛輔議員（自民党）
第3回 1965.4.7	委員 文部省 外務省	荒木万寿夫、相川勝六、田中龍夫、千葉三郎、浜田幸雄、森山欽司、久保勘一、 野本品吉 押谷富生政務次官、西田剛官房長、石川二郎参事官ほか 鶴田剛事務官
第4回 1965.4.14	委員 文部省 外務省 警察庁 公安調査庁	荒木万寿夫、相川勝六、千葉三郎、浜田幸雄、久保勘一、野本品吉 押谷富生政務次官、石川二郎参事官ほか 鶴田剛事務官 内田外務課長補佐 深沢保二郎調査第二部第一課長
第5回 1965.4.21	委員 文部省 外務省 警察庁 公安調査庁	荒木万寿夫、相川勝六、植木庚子郎、千葉三郎、野本品吉 押谷富生政務次官、石川二郎参事官、今村武俊財務課長、犬丸直振興課長ほか 鶴田剛事務官 内田外務課長補佐 深沢保二郎調査第二部第一課長
第6回 1965.4.28	委員 文部省 警察庁 公安調査庁 その他	荒木万寿夫、相川勝六、植木庚子郎、上村千一郎、野本品吉 石川二郎参事官、今村武俊財務課長、三角哲生国際文化課長 内山左馬造外事課長補佐 子原一夫調査第二部長、津崎調査第二部第一課長補佐 坂田道太文教調査会長
第7回 1965.5.12	委員 文部省 警察庁 公安調査庁	荒木万寿夫、相川勝六、千葉三郎、吉江勝保 石川二郎参事官、今村武俊財務課長ほか 内山左馬造外事課長補佐 子原一夫調査第二部長
第8回 1965.5.19	委員 文部省 法務省 外務省 警察庁 公安調査庁	荒木万寿夫、相川勝六、植木庚子郎、上村千一郎、千葉三郎、野本品吉 石川二郎参事官ほか 家弓吉己民事局第五課長、菅沼潔入管局総務課長 鶴田剛事務官 山本鎮彦外事課長 深沢保二郎調査第二部第一課長

(注)「外人教育小委員会中間報告附属資料」(「朝鮮人教育の概要」日本外務省公開日韓会談文書, 6-847-565)をもとに作成。出席者の役職は, 外人教育小委員会の記載に依った。外人教育小委員会資料に記されているのは姓のみであるため, 名前は文部省大臣官房人事課監修『文部省職員録』(1964年度版, 1965年度版), 大蔵省印刷局『職員録・上』(1965年・1966年)を参照して筆者が加筆した。第1回出席者の「加藤」は, 「中間報告(案)」に委員として記載されておらず, 出席の経緯も不明。第4・5回の「内田外務課長補佐」は, 「内山左馬造外事課長補佐」の誤りか。第6回出席者の「津崎」も, 『職員録』で確認することができなかった。

小委員会の設置理由は定かではないが, 1965年2月の自民党政調会『政策月報』によれば, 同年2月6日に「激動する国際情勢, 特にアジアの諸情勢の重大さにかんがみ, 党の外交調査活動を強化するとともに, 党, 政府が緊密に協力して適切に外交問題を処理する趣旨で外交調査会の機能を拡大強化」するために, 副会長を6名から14名に増員して, 新たに顧問を置いている。この14名の副会長のなかには, 外人教育小委員会の委員になった田中龍夫と床次徳二も含まれていた。外人教育小委員会もこうした自民党の方針に基づくもので, 在日朝鮮人教育への対応を党として本格的に検討することを目的として設置されたと考えられる⁵⁹。

(2) 外人教育小委員会における協議

外人教育小委員会の定例会議では, 文部省及び外務省の次官や参事官, 警察庁や公安調査庁の課長が出席し⁶⁰, 在日朝鮮人教育についての現状報告と意見交換を行った。

第1回会合では, 名称と委員長を決定した後, 毎週水曜日に会合を開くことを決定した。そして, 文部省の押谷政務次官が「朝鮮人教育に関する概況及び問題点について」説明し, 討議の末に「韓国入学校で韓国の指定する学校について, 日本の学校卒業者と同様の資格で進学を認めることができないこと。及び排日教育を行う韓国人の強制退去」について, 文部大臣と外務省に申し入れることを決定した⁶¹。

「外人教育小委員会中間報告(案)」(以下, 「中間報告(案)」)の第1回会合の記録には, 「日韓会談における教育関係事項の折衝に関する政府側の方針は妥当であるが, 外国人教育に対する基本方針確立までは, 従来の朝鮮人学校不認可方針を変更したり, わが国の教育主権を制限するような妥協を行なわないこと」, という小委員会の立場が示されている⁶²。このことから, 小委員会は日韓会談の進展を注視し, 日本側の代表者が安易に協定永住者の設立した教育施設を認可したり, 卒業者の進学資格を認めることのないよう, 強く求めたことがわかる。

第2回会合では, まず荒木委員長が前回会合の決定事項を文部省と外務省に伝えたことを報告した。そして, 「日韓会談を機に, 従来行い得なかったことをすじ道をたてて実行する必要がある。日本人も韓国に好意を持ち, 韓国人も日本人に迷惑をかけないように, その在り方の確認が必要である。また無認可学校が放置され, 何等の監督が行われないことは問題である。わが国の方針にあうものは保護し, あわないものは存在を許さぬ等, すじ道をたてて前向きに進むべきである」等, 意見交換をした。さらに, 次回以降のために「(A) 各委員は, 配付資料について問題点を検討する。(B) 文部省・朝鮮人教育に関するすべての問題点を列挙した一覧表の作成。(C) 外務省及び文部省・外国における外国人教育についての調査」を決定した。

第3回会合と第4回会合では, 文部省が作成した資料について説明し, その内容を検討した。この協議は, 第2回会合の後に文部省が作成したと考えられる極秘資料「在日朝鮮人の教育に関する問題一覧(案)」に沿って行なわれたようである。外務省が後半を非開示にしているた

め、資料の全容を知ることができないが、「外国人学校制度」については、「第一 基本方針に関する問題点」で、次のように書かれていることが確認できる⁶³。

1. 韓国人、北朝鮮人、中立朝鮮人に対する教育上の取扱いに区別をつけるかどうか。また、一般外国人に対比して朝鮮人に何らかの特別の配慮をするかどうか。
2. 朝鮮人とわが国民との親善関係を深め、在日朝鮮人をわが国の社会と調和した存在とするため、わが国自体の積極策は何か。(育英奨学その他の特典)
3. わが国の利益を守り、わが国との友好国との親善を維持し、わが国社会の公序良俗を維持するために、朝鮮人の教育において認めてはならぬものは何か。またそれに対する措置は。
4. 適正な民族教育は、どのような形と内容で認められるか。(学校教育、社会教育)
5. 学校、各種学校、学校法人、準学校法人に対する認可方針はどうあるべきか。
6. 一般に外国人学校に対する認可、助成、監督等について国の基本方針は、どのようなにしたらよいか。たとえば
 - (1) 義務教育の無償 (2) 教科書無償 (3) 就学援助 (4) 学校、学校法人の認可
 - (5) 教育課程
 - わが国の利益を害しないことの保障 ○わが国の友好国との関係をきづつけないことの保障 ○日本の正しい理解のため、日本語・日本歴史等についての勧告
 - (6) 教師の資格 (7) 政府の監督(報告、検査、変更命令、閉鎖命令)
 - (8) 積極的助成(免税、学割、補助)
7. 以上の諸点をふくめて現存する外国人のための学校に対する指導、規制措置は十分か。立法の必要はないか。
 - (1) 公立学校 (2) 私立学校 (3) 各種学校 (4) 無認可施設
8. 一般に朝鮮人と日本人との理解と親和を深めるための教育上の措置は何か。
 - (1) 学校教育 (2) 社会教育

ここで、文部省は「韓国人、北朝鮮人、中立朝鮮人」を区別して取扱うべきか、一般外国人に対比して朝鮮人に「配慮」するか否かということを論点にしている。そして、在日朝鮮人と日本国民との親善関係を深め、在日朝鮮人を日本社会と調和した存在とするための「積極策」と、日本の利益を守り、友好国との親善を維持し、日本社会の公序良俗を維持するために、「朝鮮人の教育において認めてはならぬもの」について措置を決定しようと考えていた。第6項目以降では、「適正な民族教育」のための形式と内容を決定することを念頭に置き、決定すべき事項を列挙している。第7項では新たな法制度創設の可能性を挙げている。

第3回会合では、「問題に対する基本的な方針ならびにこの例外的な措置を併せて考える必要があるが、それについては、まず実態に関する政府部内の認識の統一が必要である」という意見や、「文部省側は、実態の調査と外国における日本人の教育について資料を提出するとともに、単に問題の提起にとどまらず、更に基本的な考え方を検討し披露することを希望する」といった意見が出された⁶⁴。

さらに、第3回・第4回の会合では、在日朝鮮人教育の基本方針の協議と併行して、公立朝鮮人学校や私立朝鮮人教育施設への対応についても検討した。この検討は第5回会合で一応終了

し、次の諸事項について検討の必要があるという意見で一致した⁶⁵。

- A. 無認可各種学校での反日民族教育を放置すべきではなく、これに対処すべき文部省の組織・権限について。
- B. 日韓会談の法的地位問題として、教育上、日韓友好の立場からとるべき措置、許容できない行為に対する措置について。
- C. 外国における外国人教育の調査に基づく、わが国の外国人教育全般の基本方針について。特に逐年外国との人的交流が増加する傾向に鑑み、至急、外国における外国人の教育状況を調査し、わが国の外国人教育の基本方針を検討することを文部省に要求。

小委員会では、無認可朝鮮人教育施設の「反日民族教育」を是正するために、文部省の組織や権限を再検討すべきだとした。そして、日韓会談の法的地位問題として、日韓友好の立場からとるべき措置、許容できない行為に対する措置を検討することにし、文部省に外国人全般の教育状況の調査と外国人教育の基本方針を検討するよう要求した。

第7回会合では、文部省が「外国人教育の基本方針」と「教育上の差別反対に関する条約」について文部省の試案等を説明した。「教育上の差別反対に関する条約」とは、1960年12月14日にユネスコ総会で採決された「教育上の差別待遇反対に関する勧告」である⁶⁶。文部省の説明後の討議では、次のような意見が出された⁶⁷。

- A. 日本の教育を希望し、わが国の学校に入学する外国人については、永住を許可された韓国人子弟と他の外国人とを差別することは困難である。
- B. 外国人の教育に関し、外国人教育特別立法を考慮する必要がある。(1) 外国人学校設置基準、指導監督措置の検討。(2) 認可については、文部大臣の権限とするか又は文部大臣と地方庁が協議で行うかについての検討(地方庁一任は好ましくない)。(3) わが国の学校に入学する者、認可外国人学校に入学する者、その何れにも該当しない者の三段階についての検討(特に第三段階の外国人の教育にどのような措置をとるかについて、外国での取り扱いを調査参照する必要がある)。(4) 外国人のための外国人育成の教育、わが国の利益と公安を害するおそれのある教育、公序良俗に反する教育等を含めた民族教育、反日教育に対する規制の検討。

小委員会では、「教育上の差別待遇反対に関する勧告」を踏まえ、日本国内の公立学校に入学する外国人と永住を許可された韓国人の子弟を区別できないという意見が出された。外国人教育施設に関する統一的な制度の創設を日韓条約締結後の施策の柱に据えようとする動きは、この頃に明確になってきたようである。

第8回会合では、第1回から第7回までの討議を踏まえて作成された「中間報告(案)」を審議した。「中間報告(案)」は「修正を要するが「ほぼ妥当である」と了承」された。そして「在日朝鮮人教育の正常化は、今日まで大義名分が立たず実現されなかった。この際、時機を失せず実現しなければならないので、この意味で外国人学校法の年度内成立を希望する」と、「外国人学校制度」の創設を急ぐことになった⁶⁸。

以上のように、小委員会は文部省に対して在日朝鮮人教育の問題点や現状について調査や報

告を求め、対策についても具体策を提示するように指示した。小委員会の指示や討議に規定されながら、議論のたたき台や制度構想の原案を作り、討議を方向付けたのは文部省であったといえる。しかし、文部省は当初から「外国人学校制度」を創設するつもりであったわけではなく、在日朝鮮人の間に区別を設けるかということや、他の外国人に対する施策との関係について選択肢を挙げていた。それゆえ、外国人一般を対象として新たな法制度を創設するという構想が具体化したという意味において、外人教育小委員会が果たした役割は大きいといえる。

(3) 外人教育小委員会が作成した「外国人学校制度」の骨子案

小委員会ではどのような制度を創設しようとしたのか。それはどのような問題認識に支えられていたのか。次に、小委員会の「中間報告(案)」や、同時期に書かれた自民党の資料等をもとに、彼等が認識した在日朝鮮人教育の「問題」とその「解決策」、「外国人学校制度」を創設しようとしたことの意味について検討したい。

外人教育小委員会は、「中間報告(案)」の「外国人教育の基本方針」という項目において、「外国人学校制度」の必要性を次のように説明した。まず、5月19日と26日の「中間報告(案)」では、次のように文章が異なっていることを確認したい⁶⁹(下線は引用者)。

1965 年 5 月 19 日	1965 年 5 月 26 日
<u>われわれは今、日韓会談を契機として、六十万に及ぶ朝鮮人の教育について再検討し、終戦以来の在日朝鮮人の教育にまつわる諸問題を解決しなければならぬ時期に当面している。このことは単に朝鮮人についてのみならず、かつて朝鮮人と同様わが国民であった台湾系中国人についても同様である。しかも朝鮮人にせよ台湾系中国人にせよ彼らは既にわが国籍を離れた外国人であるから、その特殊的地位のみならず、外国人という一般的視野から、かれらの教育の望ましい在り方が確立されなければならない。このような考え方から、われわれは次のような諸点を考慮しつつ、戦後における一部朝鮮人の行き過ぎた民族教育の是正に役立つ一般外国人教育にも適合し得る外人教育の基本方針を検討した。</u>	<u>戦後の世界的情勢から国際交流がとみに盛んになった結果として、在日外国人の数は年を追って増加してきており、この傾向は今後さらに顕著になるものと判断される。われわれは今、在日外国人子弟の教育についてもあらためて根本的な考慮を払う必要な時期に当面しているといえる。とくに、六十万人に及ぶ朝鮮人の教育については、終戦以来種々問題もあるので、日韓条約を契機に、外国人という一般的視野から検討し、正しい在り方を確立することを迫られている。このことは、かつてわが国民であった台湾人についても同様である。われわれは、在日外国人の教育上の希望をどのように充たすか、外国人教育に関する条約や国際慣行はどうか、日本と外国との外交関係と教育の取扱い、外国人の所属する民族的団体の教育に対する要求や動向等を考慮しながら、在日一般外国人教育に適合し、かつ、戦後における一部朝鮮人の行き過ぎた民族教育の是正に役立つ教育の基本方針を検討した結果、次の諸方策が必要であると考え。</u>

5月19日の文章では、日韓会談を在日朝鮮人教育の再検討の契機と捉えた上で、在日朝鮮人が外国人であるという視野に立って、在日朝鮮人教育の望ましい在り方が確立されなければならないとしている。一方、5月26日の文章では、戦後国際交流が盛んになった結果として在日外国人の数が増加していることを指摘し、「われわれは今、在日外国人子弟の教育についてもあらためて根本的な考慮を払う必要な時期に直面している」と、制度の必要性を主張している。2つの案をみると、冒頭部分は異なるが「一部朝鮮人の行き過ぎた民族教育の是正に役立つ」教育の基本方針を定めなければならないという点は共通している。このことから「外国

人学校制度」創設の目的が在日朝鮮人教育の統制にあることは明らかである。二つを比較すると、より小委員会の目的を明確に表しているのは、5月19日の案だといえるだろう。

5月26日の「中間報告(案)」には、上記で引用した文章に引続き、必要な方策が三点示されている。第一は、「わが国の学校教育を希望する在日外国人の教育」についてである。日本国内に在留する外国人が日本の学校教育を受けたい場合には「日本人とほぼ同様の条件で入学し、進学できる」という方針が「今後も堅持」されるべきだとしている。

第二は、「学校(学校教育法第一条の学校)では外国人のための民族教育は行なわない」ことである。その内容は次のとおりである。

学校は、本来、日本人の子弟を育成するものであるから、外国人のために特別に当該外国語や歴史を民族教育(外国人を当該外国の国民として育成するための言語、歴史等の教育)として行なうことは認められない。外国人に自国の言語や歴史の学習の必要のあることは判るが、それは外国人が自分の家庭なり私塾なりで補習すればよいことである。このことは世界的にも一般的傾向である。朝鮮人の場合、比較的多数が入学している学校があるが、この場合といえども特に民族教育を行なうべきでないことは同断である。かつて公立学校分校に課外活動として朝鮮語の学習が認められたことがあったが、不幸にしてその好意は現に北鮮系の民族教育に逆用されていることは誠に遺憾である。この際、政府は“学校教育法第一条の学校が外国人のための民族教育を行なうことは認められない”という原則を貫くべきである。

第二の方策は、日本の学校に通いたい者には、「日本人同様」の機会が与えられるという第一の方策を前提とすることで、「一条校」が「本来、日本人の子弟を育成するもの」であるという論理を強調しているようにみえる。また、外国人教育施設が国民教育を行なうことを目的とした「一条校」として認められるべきではないという主張は、日韓会談における文部省の木田や石川の発言とも共通している。

現存する公立朝鮮人学校や民族学級については、課外で朝鮮語の学習を認めたという「好意」が逆用されて「北鮮系の民族教育」を行なう状況が生じたことを批判している。このことは、自民党広報委員会『最近における北朝鮮の動向(3)』(1965年2月)の「一、在日朝鮮人の共産主義思想教育」でも、「とくに公立分校、これの実体がどうであるかという点については、これは相当考えるべき問題をもっていると思う」と取り上げられている⁷⁰。

神奈川県下の公立朝鮮人学校のひとつである川崎市立桜本小学校分校の学校概要には、桜本小学校分校の状況が記されている。「川崎市立桜本小学校分校概要」(1965年9月)によれば、1955年に朝鮮人学校PTA全国連合会が在日朝鮮人教育会として総連傘下のもとに再発足すると、桜本小学校分校の校内に教育会が「事務所をもち、常任理事事務員等が常駐」するようになった。1957年以降は、教育会が共和国から送金された教育援助費を受け取り、その他日本人教師の人件費以外の公費や教育会費などと一括で管理した。そして、独自に朝鮮人教員の雇用や貧困児童の援助、修学旅行などを行うようになったという。さらに、桜本小学校分校では、開設当初は日本人教師が朝鮮人教師よりも多く、朝鮮語は課外に学習するに過ぎなかったが、その状況は1959年12月に開始した「帰国事業」の影響を受けて、1960年4月より共和国の教科書を使って朝鮮人教師が教える体制に切り替わったと記されている⁷¹。

外人教育小委員会が「遺憾」としたのは、このように公立学校である朝鮮人教育施設も共和国の公費や教科書等を使用して運営されている状況を指しているといえる。このことは、小委員会が「この際」「政府は“学校教育法第一条の学校が外国人のための民族教育を行なうことは認められない”という原則を貫くべきだ」という方針を決定する要因となった。

第一・第二の方策を踏まえ、第三で示された方策が「外国人学校制度の確立」である。小委員会は、外国人教育施設が「一条校」として認可されるべきでないことに加え、従来学校教育法体系の一環としての各種学校として認めてきたことにも問題があると指摘した。各種学校には監督庁の立入調査権がなく、変更命令や閉鎖命令を出すことが難しい。また、「国際的、外交的な事業」である外国人教育施設の認可を都道府県知事が行なうことも問題とされている。

こうして、小委員会は新たに「在日一般外国人教育のために別個の教育制度を設けることが実情に沿い、教育を正常ならしめるうえにも必要」であるとして、政府に対して「外国人教育案につき真剣に検討を加え、これが実施を図るよう要望する」と、次の骨子案を提示した。

1. 外国人学校の学校教育は、日本の安全と利益を害してはならないばかりか、進んで日本および日本国民について理解を深め、親善と友情を促進するものであること。
2. わが国の平和主義、国際協調主義の立場から外国人学校の教育では特定の国を非難排斥することを慎ましめること。
3. 外国人学校の認可は文部大臣が行なうこと。
4. 文部大臣の認可は教育施設の基準と通則に基づいて行なうこと。ただし、相互主義の原則に立って、相手国における日本人教育の取扱いを考慮し、弾力的に運用できるようにすること。
5. 基準、通則には次の事項を含ましめること。
 - a. 教育課程、教科書、教師の履歴、資格の届出制 b. 各種の報告義務
 - c. 政府の行なう立入調査権、変更命令、閉鎖命令 d. 一定の時間の日本語教授
6. 外交関係のない民族についても通則によるのを原則とする。ただし、状況により文部大臣において認可条件を加えることができること。
7. 認可したものには次のような公的保護と助成を加えることができること。ただし、状況により弾力的に運用されること。
 - a. 免税措置 b. 学割制度の適用 c. 補助あるいは融資 d. 育英奨学資金の提供
 - e. 職員に対する福祉制度 f. その他
8. 現存する外国人のための教育施設は、その種類の如何をとわず、一定期間のうちに外国人教育施設に切り換えさせる。切り換えに応じない外国人教育施設は一定の期間において閉鎖すること。本制度の対象とならない私塾にあっても前述1. 2の趣旨に反するものは認めないこと。なおこれと併行して北朝鮮系民族教育の場と化している公立学校分校の正常化をはかること。

この骨子案では、第1・第2項において、どのような外国人教育施設であれば日本国内に存立できるのかという考えを明快に示している。ここで外国人学校に求められたのは、当該国の教育政策に沿って教育を行うことではなく、日本の国益を守ることであった。そして、進んで日本との親善や友好を積極的に促進することも重視された。

第3項から第5項では、朝鮮人教育施設を統制できない要因として議論されていた、認可権、立入調査権、変更命令、閉鎖命令などを明記している。これに一定時間の日本語教授を加えていることも特徴的である。

第6項では、外交関係のない民族についても通則によることを原則とし、さらに外交関係のない国に属する民族による学校教育については、認可条件を加えることができるとしている。第1・第2の項目が朝鮮人教育施設を念頭においた内容であることは明らかである。これらの規定だけでも文部大臣の恣意的な判断によって統制を加えることは可能であろう。それにもかかわらず、国交がないことを理由に総連系学校が規制の対象外となることを避けるために第6項を設け、むしろ国交がないことを理由に規制を強化できる規定も加えたところには、全ての朝鮮人教育施設を徹底的に統制・閉鎖しようとする小委員会の姿勢が表れている。

第7項では、第1から第6までの規定を満たして認可された学校に与えられる公的保護と助成の内容が挙げられている。免税や学割制度の適用などは、後の「学校教育法の一部を改正する法案」には存在しない規定である。ここで小委員会が外国人学校に対しても公的な助成などの保護措置をとる可能性を示していたことは興味深い。しかし、上述の規定を全て満たさなければ公的保護を与えないことも一つの統制の方法であり、学校を経営し入学者を確保しなければならないという現実的な課題に向き合っている外国人教育施設の運営者にとっては厳しい規定であったといえる。

第8項では、私塾であっても日本の安全や利益を害する場合や特定の国を非難する教育を行っているとみなされれば、閉鎖の対象になるとしている。これは、小委員会が前掲の第二の方策「外国人に自国の言語や歴史の学習の必要のあることは判るが、それは外国人が自分の家庭なり私塾なりで補習すればよい」と述べたことに矛盾している。第8項では、日本の国益に反する外国人教育施設は認可の有無にかかわらず最終的には全て閉鎖できる仕組みをつくり、従来の教育法制では取り込むことが容易ではなかった在日朝鮮人の自主的な教育活動についても文部大臣が統制・閉鎖することを意図していたといえる。

骨子案の全八項目では、何が日本の安全と利益を侵害するのか、求められる学校設備や教育内容が如何なるものかという点について、具体的に提示していない。しかし、国益に反するとみなされる教育施設に対して、如何なる場合にも文部大臣の権限によって措置を執ることができるという点については、既存の朝鮮人教育施設を取り締まり得なかった要因を踏まえ、様々な規制の枠をはめている。一定時間の日本語教授や認可校に助成をするといった規定は、1966年以降に出された「学校教育法の一部を改正する法律案」や「外国人学校法案」には盛り込まれなかった。しかし、小委員会が作成した骨子案の大部分が後に文部省作成の法案に反映され、法律として成立されようとしたのであった。

5. おわりに

本稿では、1965年の日韓条約締結後に文部省が公表した「外国人学校制度」創設の構想が、どのような問題意識を背景に、如何にして打ち出されたのかということを、講和条約発効以後

の文部省の対応、日韓会談における協議、自民党政調会文教調査会の外人教育小委員会における会合を検討することで明らかにしようとした。

1950年代初めの私立朝鮮人教育施設に対する文部省の施策は、学校教育法や私立学校法に従って私立朝鮮人教育施設も認可を受けなければならないというものであった。しかし、この方針は、1960年代半ばには各種学校として朝鮮人教育施設を認可すべきではないと転換していた。文部省が方針を転換した理由は定かではないが、1965年3月の衆議院予算委員会における愛知文部大臣の発言からは、「朝鮮としての民族教育ということに徹した教育を日本の国土内で」行うことを「日本の法制のもとにおいて」公認することには賛成できないという認識を確認できた。こうした文部大臣の認識の背景には、1955年に朝鮮総連が結成され、朝鮮総連の教育活動として各種学校認可取得とそれに基づいた教育費の獲得を進めて一定の成果を挙げたこと、また同時期に公立朝鮮人学校を含む朝鮮人教育施設に在日朝鮮人教育会が介入して学校運営を担い、共和国からの教育援助費や教科書・教材などを用いるという変化があったことも明らかにした。

1951年から1965年まで行なわれた日韓会談では、主に国籍処遇小委員会のなかで在日朝鮮人教育について協議した。日本側が「義務教育を受ける権利」は国民固有の権利だと主張したため、まず韓国側は教育事項を「協定から落して日本側の国内措置にまかせる」ことを選択した。これにより、日韓会談での交渉は日本に有利な形で進められ、日韓条約締結後に日本政府が国内措置として「外国人学校制度」の創設構想を打ち出すことが可能になった。

日韓会談では、協定永住者が設立する教育施設の認可や、その教育施設を卒業した者に日本の上級学校への進学資格を与えるか否かということについて議論した。日本側は、各種学校認可と上級学校への進学資格の両方を求めた韓国側への反論として、朝鮮人教育施設を各種学校としても認可しても進学資格は与えられないためメリットがなく、仮に認可すれば日本の教育体系を乱すという主張を繰り返した。

池上検事や高瀬入国管理局長の発言にみられたように、日本側は朝鮮人教育施設の設立運営を禁止しなかったが、国内に朝鮮人教育施設が存在することを肯定的に捉えてはいなかった。それゆえ、日本側が受け入れた韓国側の主張は、「北鮮系の学校をすべて閉鎖する」ことと、公立学校就学に際して日本人同様に就学援助費等を受けられることをはっきりした形で認めることの二点のみであった。「外国人学校制度」創設については、1965年4月23日の会合で日本側から言及があったが、韓国側からの質問や批判は見当たらず、黙認されたようであった。

外国人学校を対象とする法制度構想について、その必要性を主張し始めたのは、自民党政調会文教調査会外人教育小委員会であった。小委員会では日韓会談の協議内容について意見を述べるとともに、文部省に論点の提示や他国の調査を求め、文部省の説明をもとに朝鮮人教育の現状や問題点について議論した。そして、「朝鮮人の行き過ぎた民族教育を是正」するために、「わが国の外国人教育全般の基本方針」の確立を「立法的立場」から検討する意向を固めた。

小委員会が作成した骨子案をみると、1966年以後に出された「外国人学校制度」創設のための法律案の内容との共通点が多いことは明白であった。国益に反する外国人教育施設は認めないことや、監督庁を文部大臣とすること、文部大臣が基準を満たさない教育施設とみなせば立入調査や変更・閉鎖命令が出せるということは、「外国人学校制度」創設をめざした法律案と同じである。「外国人学校制度」創設法案の特徴は、1965年5月から6月頃に小委員会において形成されたことがわかる。

しかし、小委員会の参加者の顔ぶれや議論の内容をみると、「外国人教育制度」は一部の自民党議員を中心に突如作成されたわけではないこともわかる。文部省の方針が既存の教育法制のもとで朝鮮人教育施設を取り扱うべきでないとは変化していたこと、日韓会談での合意事項、日本国内における朝鮮人教育活動の変化、文部省以外の官員らも含め政府内に外国人教育施設の存在そのものを好まない考えが広がっていたこと、これらの要因が重なりあうなかで「外国人学校制度」創設の構想が浮上したとみるべきであろう。

「外国人学校制度」に関する議論のなかで、外国人の教育権を保障するという観点は全く現れなかった。日韓会談では、日本側は在日朝鮮人が公立小学校や中学校に就学するために、国や地方自治体が莫大な公費を払っているという認識を示し、日韓条約後にさらに負担が増えることに慎重な姿勢を示していた。そして、韓国側が韓国政府の認定する学校に日本の学校教育法施行規則第69条の適用を求めたことについても、日本の教育法が「国民教育」を対象としたものであるという主張を貫き、韓国側の主張は「日本の教育制度を乱す」ものだと強く反対した。こうしたなか、韓国学園卒業生の日本国内の上級学校への進学資格の問題は棚上げされ、「政治的に解決をはかること」になったのであった。

また、公立朝鮮人学校や民族学級において在日朝鮮人子弟を対象に朝鮮語や朝鮮史を教えるために朝鮮人講師が雇われて手当が支給されていることや、それ以外の私立朝鮮人教育施設を地方自治体が認可したり補助金を交付したりしている状況は、日韓会談に参加した日本側の代表者に限らず広く問題として認識されていた。こうしたなかで、公立学校として朝鮮人学校が存在することのできる方法を追求する道は閉ざされ、「この際」外国人教育施設を「一条校」とすべきではないという態度を貫くために、統一的な統制が選択されたのであった。

1967年の法案提出に際して自民党が作成した小冊子『外国人学校制度に正しい理解を』には、「外国人として自主的な教育を行なう外国人学校が、国家によって公認されまた保護される制度ができるということ自体が一つの大きな優遇措置」だという自民党の説明がある。また、別の箇所では、諸外国で外国人学校の「ほとんどが制度的な地位さえ認められず、私塾なみの扱いで黙認されているにすぎない状況」を踏まえれば、「わが国の外国人学校制度は、外国人の教育に対し諸外国に比較してすすんだ取扱いをするものといえます」とも書かれている⁷²。しかし、本稿で検討した内容を踏まえれば、こうした自民党の主張は「外国人学校制度」が共和国関係の教育施設を差別し弾圧することを意図しているという批判をかわそうとするもので、新たな位置づけが与えられるという「優遇措置」は後付けにすぎないことがわかる。

最後に、重要だと認識しつつも論じられなかった各種学校制度改正と「外国人学校制度」創設との関わりについても、若干述べておきたい。「外国人学校制度」を創設することを目指して文部省が作成した1966年と1967年の「学校教育法の一部を改正する法律案」では、「外国人学校制度」の創設とともに各種学校制度の改正についても盛り込まれ、各種学校制度の改正に伴って外国人学校の取扱いの見直しが迫られたと説明されてきた。今回の検討では、各種学校制度の整備とは別の次元で「外国人学校制度」が必要とされたことが明らかになった。しかし、中教審に「後期中等教育拡充整備について」を諮問した文部大臣は、外人教育小委員会委員長を務めた荒木万寿夫であり、外人教育小委員会の骨子案と文部省が作成した法案の関係、「外国人学校制度」創設構想と各種学校制度の整備との関係は重要な検討課題であると考えられる。1966年以後に「外国人学校制度」創設法案が国会に提出され廃案に至るまでについては、今後の課題としたい。

注

- 1 「朝鮮人のみを収容する教育施設の取り扱いについて」文管振第210号、文部事務次官発 各都道府県教育委員会・各都道府県知事宛、1965年12月28日、藤島宇内・小沢有作『民族教育―日韓条約と在日朝鮮人の教育問題―』青木書店、1966年、266～268頁。
- 2 「要綱、閣議で決定「外国人学校創設」」『読売新聞』1966年5月13日、夕刊。
- 3 「学校教育法の一部を改正する法律案(旧案)の返戻について」(1967年7月18日)『内閣公文・教育文化・学校教育・一般・第6巻』国立公文書館所蔵、「新・著作権法」を提案 文部省方針 外国人学校法案も」(『朝日新聞』1969年1月25日)、「国への移管ねらう文部省 民族の教育権守れ指示派 注目される外国人学校法案」(『朝日新聞』1971年12月13日)など参照。
1972年6月12日、旧来の各種学校とは別に新たに専修学校の制度を設けることを規定した「学校教育法等の一部を改正する法律案」が衆議院を通過し、1975年7月3日、議員立法として提出された同法案が参議院で可決した。1976年に開始した専修学校制度では、外国人学校が専修学校の対象から除外された。「外国人学校制度」創設法案が国会に提出されなくなったことや、専修学校制度創設と同時に外国人学校が旧来の各種学校として存続することになったことによって、この時期の「外国人学校制度」創設の試みは一応終結したとみられている(韓民『現代日本の専門学校―高等職業教育の意義と課題―』玉川大学出版部、1996年、70～76頁。金徳龍『朝鮮学校の戦後史 1945-1972』社会評論社、2002年)。
- 4 法務省入国管理局編『出入国管理とその実態(昭和39年度版)』によれば、1963年9月現在で登録外国人総数649,020人中、朝鮮人は571,676人(88.1%)であった(小川政亮ほか「共同研究 外国人学校制度―その背景と法的諸問題―」『法律時報』39(2)、1967年1月)。
- 5 朴慶植「『外国人学校制度』は朝鮮人学校を弾圧する治安立法である」『歴史学研究』(313)、1966年6月、61頁など。
- 6 渡辺洋三「治安立法としての外国人学校法―故宮内裕教授に捧げる―」『労働法律旬報』(673)、1968年7月、5頁。
- 7 稲本洋之助「『国益』と外国人学校法案 短い法律に盛られた多大な危険」『朝日ジャーナル』10(17)、1968年4月、101頁。小沢有作編・解説「資料集《在日朝鮮人抑圧の政策と思想》」『朝鮮研究』(110)、1971年11・12月、45～46頁、その他小沢の著作。在日朝鮮人民族教育対策委員会『在日朝鮮人は「外国人学校制度」の創設になぜ反対するのか』1967年4月、2頁。
- 8 小沢有作『在日朝鮮人教育論 歴史篇』亜紀書房、1973年、461～465頁。
- 9 同上、前掲『民族教育―日韓条約と在日朝鮮人の教育問題―』、日本教育学会教育制度研究委員会外国人学校制度研究小委員会『「在日朝鮮人とその教育」資料集〈第一集〉』1970年。
- 10 前掲『現代日本の専門学校―高等職業教育の意義と課題―』70～76頁。
- 11 民主主義科学者協会法律部会『いわゆる「外国人学校」制度の研究―学校教育法一部改正法案の逐条的検討―』1967年、14～28頁。
- 12 「平和条約の発効に伴う朝鮮人台湾人等に関する国籍及び戸籍事務の処理について」民事甲第438号、法務府民事局長発、1952年4月19日、浅野豊美ほか編『日韓国交正常化問題資料 第Ⅰ期、1945～1953年 第4巻 在日・法的地位問題』現代史料出版、2010年、384～386頁。
- 13 前掲『「在日朝鮮人とその教育」資料集〈第一集〉』27頁。
- 14 「私立学校法の施行について」文管庶第66号、文部事務次官発、都道府県知事宛、1950年3月14日、近代日本教育制度史料編纂会『近代日本教育史料』第26巻、講談社、1958年、464頁。
- 15 前掲『民族教育―日韓条約と在日朝鮮人の教育問題―』87～88頁。

- 16 「朝鮮人の日本国籍喪失に伴う善後措置に関する件」国総第139号、文部事務次官発、外務事務次官宛、1951年12月5日、自民党政調会外人教育小委員会『外人教育関係資料』1965年、129～131頁。
- 17 『日本教育新聞』第866号（1952年7月12日）には、「この程文部省では「義務教育については国としてこれを施す義務も権利もない。従って現行の公立独立校又は独立分校は速かに私学にきりかえその他在日朝鮮人はすべてわが国の現行教育法規に従うべきだ」との次の成案を得たので法務府を計った上覚書をして今週中にも発表する予定である」とある。
- 18 井上敏夫ほか編『朝鮮戦争下公安関係資料 光永源植資料』（不二出版、2011年）の「第一課関係〔対朝鮮人関係〕」（1952年（編者推定））には、「朝鮮人学校の私立移管については文部省において慎重対策討議中で近く成案を見るものと思はれるが私立移管の問題に対してはかねて民戦祖防等において強く反対の方針を打出しているのでこれが実施に際しては活発な反対斗争の展開が予想されるのでこの際反対斗争の先頭に立つと見られる朝鮮人学校教育同盟、PTA又は学校父兄会、少年団等の組織の実体を鮮明にするとともに、指導的分子を把握する等、事前における基礎調査を完了し事態の発生に備へ遺憾のないように努められたい」とある（第1巻、94～95頁）。
- 19 在日朝鮮統一民主戦線は、1951年1月に結成された在日本朝鮮人連盟の後継団体。1955年5月、在日本朝鮮人総連合会結成の際に解散。
- 20 前掲『朝鮮戦争下公安関係資料 光永源植資料』第1巻、94～95頁。前掲『在日朝鮮人教育論 歴史篇』349～356頁。
- 21 「朝鮮人学校の設置について」文部省地方課長発、愛媛県教育委員会宛、1953年7月2日、前掲『外人教育関係資料』、134～135頁。
- 22 前掲『日韓国交正常化問題資料 第1期 1945年～1953年 第4巻 在日・法的地位問題』356頁。
- 23 「第46回国会衆議院文教委員会議録第13号」1964年3月25日、国会会議録検索システム <http://kokkai.ndl.go.jp/>。
- 24 この発言の直後に、社会党の長谷川正三が聞き間違いかと確認したところ、杉江が「高等学校と申し上げたのは間違いであります。公立学校一般であります。」と訂正している。
- 25 小林武〔1906－1987〕：北海道出身。北海道教員組合委員長の後、1953年に日本教員組合委員長に就任。1962年に参議院当選、社会党。
- 26 「第48回国会参議院予算委員会議録第18号」1965年3月25日、国会会議録検索システム。
- 27 「在日朝鮮人の民主民族教育を発展強化させる為に」（民戦第二回全国大会関係、1951年12月12日）『在日朝鮮人団体重要資料集 1948年～1952年』現代日本・朝鮮関係資料第2輯、湖北社、1975年、173～176頁。この資料集の原本は、1952年10月に最高検察庁公安調査室の提供資料を法務省の法務研修所が印刷したものである。
- 28 公安調査庁『朝鮮総連の教育活動の実態 附一北鮮の教育体系』1956年、3頁。
- 29 「朝鮮人のみを収容する学校並びに朝鮮人教員の都道府県別一覧表（27年文初庶第48号による調査）」（1952年1月31日現在）、『在日朝鮮人 大学生・学校問題』九州大学韓国研究センター森田芳夫文庫、J-10-18、所収。
- 30 警察庁警備部警備第二課「外事月報」（1957年6月）、前掲『在日朝鮮人 大学生・学校問題』所収。
- 31 前掲『外人教育関係資料』25～30頁、39～40頁。
- 32 1955年9月の祖国解放十周年慶祝在日朝鮮人代表団平壤訪問の際、金日成が日本における在日朝鮮人子女のために教育援助費と奨学金を送る意向を表明し、1957年4月から朝鮮在外同胞援護委員会の委任という形で日朝赤十字会を介して在日朝鮮人教育会に送金を始めた。先行研究や朝鮮人学校記念誌が指摘するように、この教育援助費は全国各地で学校建設、施設拡充、幼稚園から大学校（1958年に4年制）までの一

貫した教育体系の確立を実現した。また、個人に対しても就学援助が行われたことにより、朝鮮人教育施設で学ぶ児童生徒の数が飛躍的に増加したと評価されてきた。(前掲『朝鮮学校の戦後史 1945-1972』165～173頁などを参照。)

- 33 外務省アジア局北東アジア課「日韓会談問題別経緯(3) 在日韓国人の法的地位問題」(1962年7月)(浅野豊美ほか編『日韓国交正常化問題資料 基礎資料編 第1巻 日韓会談問題別経緯・重要資料集』現代史料出版, 2010年, 118頁)。
- 34 日韓予備会談における在日朝鮮人の法的地位に関わる議論については、飛田雄一「サンフランシスコ平和条約と在日朝鮮人」(『在日朝鮮人史研究』(6), 1980年6月)などを参照。
- 35 前掲「日韓会談問題別経緯(3) 在日韓国人の法的地位問題」『日韓国交正常化問題資料 基礎資料編 第1巻 日韓会談問題別経緯・重要資料集』132頁。
- 36 兪鎮午[1906-1987]: ソウル生まれ。1929年京城帝国大学法文学部法科卒業。京城大、普成専門学校などの教職につきながら小説を発表。解放後、高麗大学教授, 1948年憲法起草委員, 法制所長として政界にも進出。1951年大田連合大学総長, 日韓会談代表。1961年の軍事革命時には、国家再建最高会議に協力したが、1967年以後は野党新民党に入り、同党代表委員、総裁、国会議員、顧問等を歴任。1974年には民主回復国民会議顧問。1980年以後、国土統一院顧問、国政諮問委員として政権に協力、1981年には学術院元老会員となった。
- 37 「国籍処遇小委員会(第25回)」(1952年1月29日), 前掲『日韓国交正常化問題資料 第I期 1945年～1953年 第4巻 在日・法的地位問題』246頁。
- 38 「国籍処遇小委員会(第28回)」(1952年2月4日), 同上, 262～263頁。
- 39 前掲『外人教育関係資料』18頁ほか。
- 40 同上, 17頁。
- 41 「法的地位問題に関する第9回非公式会談記録」(1961年3月30日) 日本外務省公開日韓会談文書, 5-1117-1113。(日韓市民でつくる日韓会談文書・全面公開を求める会ウェブサイト: <http://www.f8.wx301.smilestart.ne.jp/index.html>より。本書で扱う日韓会談文書は、日本外務省が「日韓会談文書・全面公開を求める会」に対して開示した資料であり、現時点では外交史料館で閲覧することはできない。本稿では、李鍾元ほか『歴史としての日韓国交正常化』(法政大学出版会, 2011年)にならって出典を表記した。資料番号は(公開回数) - (開示決定番号) - (文書番号)である。以下同じ。)
- 池上努は、後に日韓法的地位協定の内容や経緯を説明するために執筆した書でも、公立小・中学校へ「何故はつきり入学を認めると言わないのか」という質問に対して同様の回答をしている(池上努『法的地位200の質問』京文社, 1966年, 93～94頁)。
- 42 入国管理局『入国管理月報』1963年5月。
- 43 「第7次日韓全面会談在日韓国人の法的地位に関する委員会会合」(1965年6月15日), 日本外務省公開日韓会談文書, 3-2348-105。
- 44 前掲『日韓国交正常化問題資料 第I期 1945年～1953年 第4巻 在日・法的地位問題』184頁。
- 45 同上, 262～263頁。
- 46 北東アジア課「法的地位問題に関する第8回非公式会談記録」(1961年3月23日), 日本外務省公開日韓会談文書, 5-1117-1112。資料作成者は、鶴田剛参事官であると思われる。
- 47 同上。
- 48 前掲「法的地位問題に関する第9回非公式会談記録」(1961年3月30日)。
- 49 北東アジア課「日韓予備交渉法的地位関係会合第27回会合」(1963年5月8日), 日本外務省公開日韓会談文

書, 4-929-674。

- 50 木田宏[1922-2005]:広島県尾道市生まれ。京都帝国大学法学部卒業。1946年8月文部省入省。1955年9月初等中等教育局地方課長, 1960年1月大臣官房総務課長, 1976年6月文部事務次官。1978年6月の退官後は, 国立教育研究所長や日本学術振興会理事長等を歴任。(政策研究大学院大学C.O.E.オーラル・政策研究プロジェクト『木田宏オーラルヒストリー<下巻>』2003年, 331頁。)
- 51 前掲「日韓予備交渉法的地位関係会合第27回会合」(1963年5月8日)。
- 52 同上。
- 53 北東アジア課「第7次日韓全面会談在日韓国人の法的地位に関する委員会第10回会合 附属資料」(1965年2月5日), 日本外務省公開日韓会談文書, 3-2348-98。
- 54 前掲『外人教育関係資料』41 頁。
- 55 「第7次日韓全面会談在日韓国人の法的地位に関する委員会第26回会合」(1965年4月23日), 日本外務省公開日韓会談文書, 3-2348-103。
- 56 前掲『民族教育一日韓条約と在日朝鮮人の教育問題一』187~189頁。
- 57 同上, 190頁。
- 58 山口県知事時代の田中龍夫の在日朝鮮人教育への対応については, 拙稿「占領期在日朝鮮人教育史—山口県に着目して—」『教育史・比較教育論考』(北海道大学教育学部教育史・比較教育研究グループ, (20), 2010年6月)などを参照。
- 59 自民党政調会『政策月報』(109), 1965年2月, 398頁。
なお、『政策月報』の「政調会日誌」によれば, 1965年3月以前に自民党内で在日朝鮮人の教育について協議していた主な場は, 外交調査会韓国委員会や日韓問題懇親会・日韓問題PR委員会, 治安対策特別委員会であったと思われる。
- 60 「外人教育小委員会中間報告附属資料」『朝鮮人教育の概要』, 日本外務省公開日韓会談文書, 6-847-565。自民党政調会『政策月報』の日誌欄を見る限りでは, 会合は中間報告が出された5月まで集中的に行われ, その後はあまり行なわれなかったようである。
- 61 前掲「外人教育小委員会中間報告附属資料」。
- 62 「外人教育小委員会中間報告(案)」(1965年5月26日), 前掲『朝鮮人教育の概要』, 日本外務省公開日韓会談文書, 6-847-565。
- 63 「在日朝鮮人の教育に関する問題一覧(案)」, 同上。
- 64 前掲「外人教育小委員会中間報告附属資料」
- 65 同上。
- 66 前掲『外人教育関係資料』151~152頁。
「教育上の差別待遇反対に関する勧告」は, 「各国教育制度の相違を尊重するとともに, いかなる教育上の差別方式をも禁止するのみならず, 教育上の機会均等および総ての人々に対する待遇を促進すべき義務を有することを認める」立場から, 関係各国において「勧告」の諸原則を実施するために「立法上又はその他の措置を講ずる」ことを求めたものである。この「勧告」でいう「差別」とは, 「人種・皮膚の色・性別・言語・宗教・政治的又はその他の見解, 民族的又は社会的起源・経済的条件又は出生に起因するなんらかの差別・排斥, 制約又は選択をも包含」とし, 「教育」は「教育のあらゆる様式および水準に関連し且つ, 就学の権利, 教育の基準と質, ならびに教育条件を含む」と定義されている。
- 67 前掲「外人教育小委員会中間報告附属資料」
- 68 同上。

- 69 「外人教育小委員会中間報告(案)」, 1965年5月19日のものは森田芳夫文庫, 5月26日のものは前掲『朝鮮人教育の概要』(日本外務省公開日韓会談文書)より引用。
- 70 自民党広報委員会『最近における北朝鮮の動向(3)』1965年2月, 1～5頁。
- 71 神奈川県教育庁「朝鮮人学校問題打合会会議録」1965年3月15日, 神奈川県教育庁『昭和36年度 朝鮮人分校問題』, 神奈川県立文書館所蔵。
- 72 自由民主党『外国人学校制度に正しい理解を』1967年, 14～15頁。

(付記)

本研究は, 日本学術振興会科学研究費補助金(特別研究員奨励費, 22・1278)の助成を受けたものである。

Attempt to Establish the Legal System for “Foreigner’s Schools” in Japan, under the Negotiations between Japan and the Republic of Korea

Tomoko MCKEE

Key Words

Korean in Japan, public educational system, treaty on basic relations between Japan and the Republic of Korea, countermeasure against Koreans of LDP

Abstract

This paper examines the process that the Japanese government utilized to establish the legal system for foreigner’s schools. The plan to establish this system became public after effect of the *Treaty on Basic Relations between Japan and the Republic of Korea* in 1965. Based on law drafts and the LDP’s publications in the 1960’s, earlier studies criticized this system as oppressive for Korean education in Japan. On the other hand, this paper focuses on the (1) Japanese Government’s countermeasures against Korean education after the *Treaty of San Francisco*, (2) negotiations between Japan and the Republic of Korea from 1951 to 1965, and (3) meetings of the Committee on Education of the LDP before entering into the *Treaty on Basic Relations between Japan and the Republic of Korea* in 1965. This paper utilizes diplomatic documents that the Ministry of Foreign Affairs of Japan began disclosing in 2006 in response to freedom-of-information requests.

During the GHQ’s occupation of Japan, Koreans who were living in Japan were considered to have Japanese nationality. The *Treaty of San Francisco* took effect in 1952 and by this, they “lost” their Japanese nationality and were no longer required to attend school as other foreigners were. But, the Ministry of Education still had the policy that all Korean schools must be approved by prefectural governors. Later, the policy was changed so that the schools were no longer approved under the traditional categories (Article 1 schools, miscellaneous schools, etc.), thus the Japanese government was no longer required to provide protection under the law. In this paper, it indicates that one of the reasons for the change was the establishment of the *General Association of Korean Residents in Japan*, which demanded the approval of Korean miscellaneous schools and subsidies by local government.

Japan and the Republic of Korea started conferences by mediation of the United States in 1951, and it continued until 1965 with many interruptions. In these negotiations, they also discussed Korean education. Japan took initiative and made it possible for the Japanese government to establish the new system for foreigner’s schools.

In March 1965, the LDP set up *Gaijin kyoiku shoiinkai*, a subcommittee which talked about foreigner’s education in Japan. The contents of their meetings and the system they made show how they considered Korean education, and, in order to take control of them strongly, what was necessary for the new system.